

大町町障がい者計画

(令和8年度～令和17年度)

(素案)

令和8年●月
大町町

目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
4. 計画の対象	6
5. 計画の策定体制	7
6. 計画策定のための取組	8
7. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	9
第2章 障がい者を取り巻く状況	10
1. 人口の推移	10
2. 手帳所持者等の状況	11
3. アンケート調査結果から見る本町の状況	20
4. 前期障がい者計画の検証	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念	33
2. 基本目標	34
3. 施策体系	35
第4章 施策の展開	36
基本目標1 地域生活の支援体制の充実	36
1. 福祉サービスの充実	36
2. 保健医療サービスの充実	46
3. 障がい児への支援・教育の充実	47
基本目標2 自立と社会参加の促進	52
1. 雇用・就労の促進	52
2. 社会参加の促進	53
基本目標3 安全・安心な生活環境の実現	55
1. 啓発・広報活動の推進	55
2. 生活環境の整備	57
3. 相互理解の促進	60
◆ 目標値 ◆	62
第5章 推進体制・連携の強化	64
1. 計画の推進体制	64
(1) 関係機関・地域社会との協力体制の構築	64
(2) 庁内の推進体制の整備	64
(3) PDCAサイクルによる計画の推進	64

資料編.....	65
1. 用語集.....	65
2. 大町町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	68
3. 大町町障がい者計画策定委員名簿.....	70
4. 障害者ハンドブックの主な相談窓口等（令和6年度）	71

【大町町における「障害」「障がい」の表記について】

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本計画では、障がいのある人やそのご家族の皆さんとの思いを大切にし、「害」の字のひらがな表記を使用しています。

【表記の取り扱い】

- (1) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)
- (2) 何らかの名称等で「障害のある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)

【適用されないもの】

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

第1章 計画策定の概要

1. 策定の趣旨

近年、障がい者を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。障がい者差別解消法や障害者総合支援法の改正により、障がいのある人が地域で安心して暮らし、多様な社会参加を実現できるよう、合理的配慮※の提供や地域生活支援の充実が強く求められています。加えて、障がい者の高齢化や障がいの重度化、支援する家族の高齢化といった複合的な課題が顕在化しており、地域全体で支える仕組みづくりや相談支援体制の整備が一層重要となっています。

国においては、障害者雇用促進法や障害者差別解消法において「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定めるなど、法令の整備を進めるとともに、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを目的に、「第5次障害者基本計画」を令和5年3月に策定しました。

大町町においては、総合計画や地域福祉計画等に基づき、福祉サービスの整備や啓発活動を進めてきた「大町町障がい者計画」が令和7年度に計画期間が満了となることから、現在の社会状況を鑑みた国・県の政策や障がい者とその周辺環境と地域が抱える課題に対応すべく、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざした「大町町障がい者計画」を策定するものです。

(1) 障がい者福祉をめぐる国の動向

◆国の近年の動向

施行年月	法律名	内容
平成 23 (2011) 年	障害者基本法一部改正	障がい者の定義見直しと差別禁止を明確化し、共生社会の実現を目指すことを規定
平成 24 (2012) 年	障害者虐待防止法	自治体、関係機関などへの障害者虐待の防止と早期発見、保護・自立支援を推進
平成 30 (2018) 年	自立支援医療制度見直	精神通院医療・更生医療の対象や負担上限を見直し、利用者の負担軽減を図る
令和 3 (2021) 年	障害者総合支援法改正	就労継続支援A型の質向上、計画相談の機能強化、重度障害者の地域生活支援の充実
令和 4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法	障がい者の情報取得・意思疎通を支援し、共生社会を推進
令和 6 (2024) 年	障害者差別解消法改正	民間事業者にも合理的配慮提供を義務化し、障害者の権利保障をより強化
令和 6 (2024) 年	障害者雇用促進法改正	法定雇用率の引き上げや、事業主による合理的配慮の提供義務化（民間企業）などが施行

国は、「障害者基本法」に基づいた障がい者施策として「障害者基本計画」を概ね5年を1期として策定しています。この計画は障がいの有無にかかわらず、すべての人が共に暮らし支え合う共生社会の実現を目的とし、障害者の自立と社会参加の推進、差別の解消、地域で安心して生活できる環境整備を総合的に進めるものです。

◆前期計画期間中の国の障害者基本計画の変遷

施行期間・年月	計画名	概要
平成 25（2013）年度～ 平成 29（2017）年度	第3次障害者基本計画	障害者権利条約の批准を受けて、条約との整合性を重視した計画です。障害者政策委員会による監視・勧告制度が導入され、施策の透明性と実効性が向上しました。「合理的配慮」「障害者の参画」「条約の理念の尊重」が横断的視点として明記され、施策体系の再構築が図されました。
平成 30(2018)年度～ 令和4(2022)年度	第4次障害者基本計画	障害者の多様性を尊重し、地域共生社会の実現を目指した計画です。災害時対応、I C T※の活用、意思決定支援、精神障害者施策などが強化されました。障害者差別解消法や障害者雇用促進法との連携を図り、分野横断的な施策展開が進められました。障害当事者の声を施策形成に反映する仕組みも重視されています。
令和5(2023)年度～ 令和9(2027)年度	第5次障害者基本計画	「共生社会の実現」と「障害者の社会的包摂」を中心に据えた計画です。地域生活支援、デジタル社会への対応、災害時支援、就労支援の強化が盛り込まれました。障害者政策委員会の勧告を踏まえ、施策のP D C Aサイクル※を強化し、実効性と透明性の向上が図られています。障害者の権利保障と社会参加のさらなる深化が目指されています。

(2) 佐賀県の動向

① 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行

県では、「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現を目指して、平成30年9月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を施行しました。

この条例では、県民一人ひとりや地域のコミュニティ、そして障害のある人自身が、それぞれの立場でできる配慮や支援を行うことで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

令和5年10月にはこの条例が改正され、令和6年4月から新たな内容で施行されています。

② 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行

聴覚に障害がある人もない人も、お互いの人格や個性を尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を目指して、平成30年9月に「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を施行しました。

この条例では、手話の普及や聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段の活用を進めるための基本的な考え方を示すとともに、県・県民・事業者それぞれの役割を明確にしています。また、意思疎通の支援に関する施策を、総合的かつ計画的に進めるための基本事項も定めています。

③ 「第5次佐賀県障害者プラン」の策定

第5次佐賀県障害者基本プラン（令和3年度～令和8年度）は、障害の有無にかかわらず、すべての県民が共に暮らし支え合う共生社会の実現を目指すものです。

このプランでは、地域生活支援の充実、意思決定支援の強化、障害福祉サービスの質の向上、障害者の就労支援の強化、地域包括ケアシステムの構築、障害者福祉人材の確保・育成などを推進することが掲げられています。また令和5（2023）年度に中間見直しを実施しました。

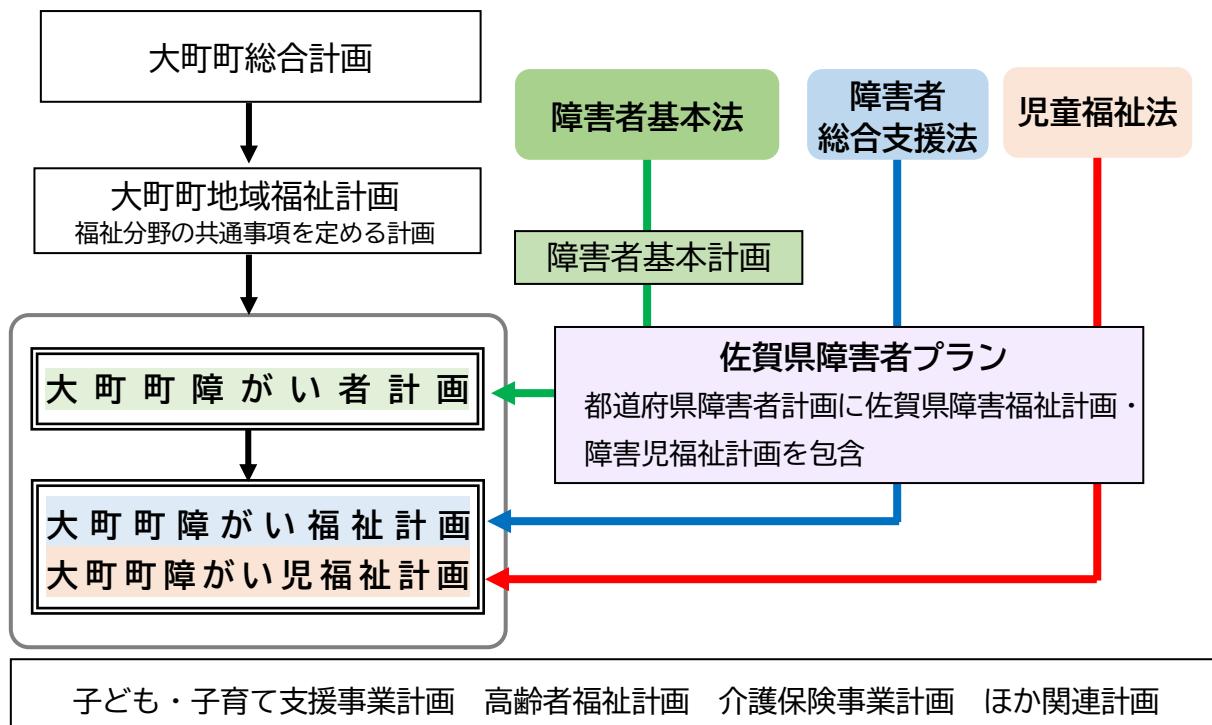
基本理念
『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』
基本目標
I 地域で安心して暮らしている II 地域で働き、生きる喜びを感じる III 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

2. 計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。町における障がい者のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

本計画は、上位計画である「大町町総合計画」や「大町町地域福祉計画」をはじめ、町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

◆上位・関連計画、根拠法



○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20

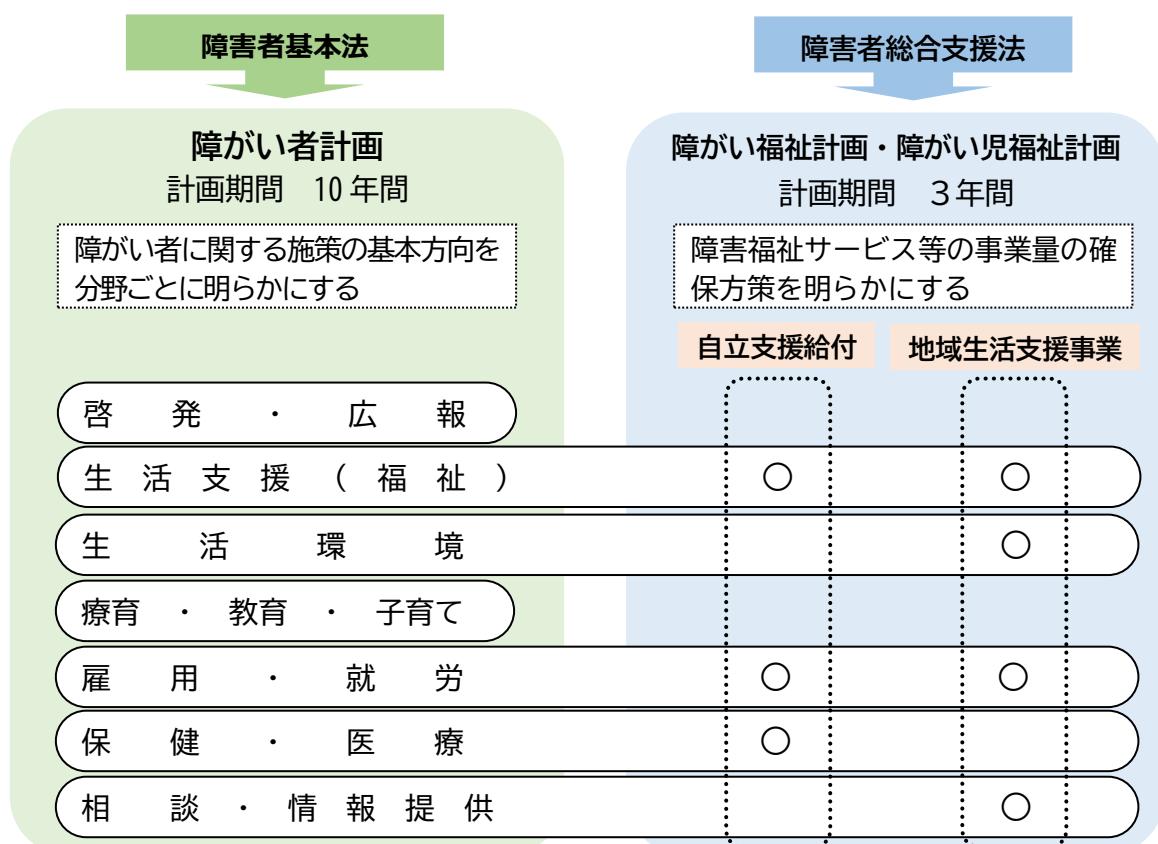
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「大町町障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「大町町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

なお、「大町町障がい福祉計画・大町町障がい児福祉計画」は、「大町町障がい者計画」の障がい福祉サービスに関する部分の実施計画と位置づけられます。



3. 計画期間

本町では、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度まで（10年間）とします。

R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度	R12 (2030) 年度	R13 (2031) 年度	R14 (2032) 年度	R15 (2033) 年度	R16 (2034) 年度	R17 (2035) 年度
大町町 障がい者計画	大町町障がい者計画										
障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)			障がい福祉計画 (第9期)			障がい福祉計画 (第10期)		
障がい児福祉 計画 (第3期)			障がい児福祉 計画 (第4期)			障がい児福祉 計画 (第5期)			障がい児福祉 計画 (第6期)		

4. 計画の対象

障害者基本法第二条第一号において、障がい者を次のように定義しています。

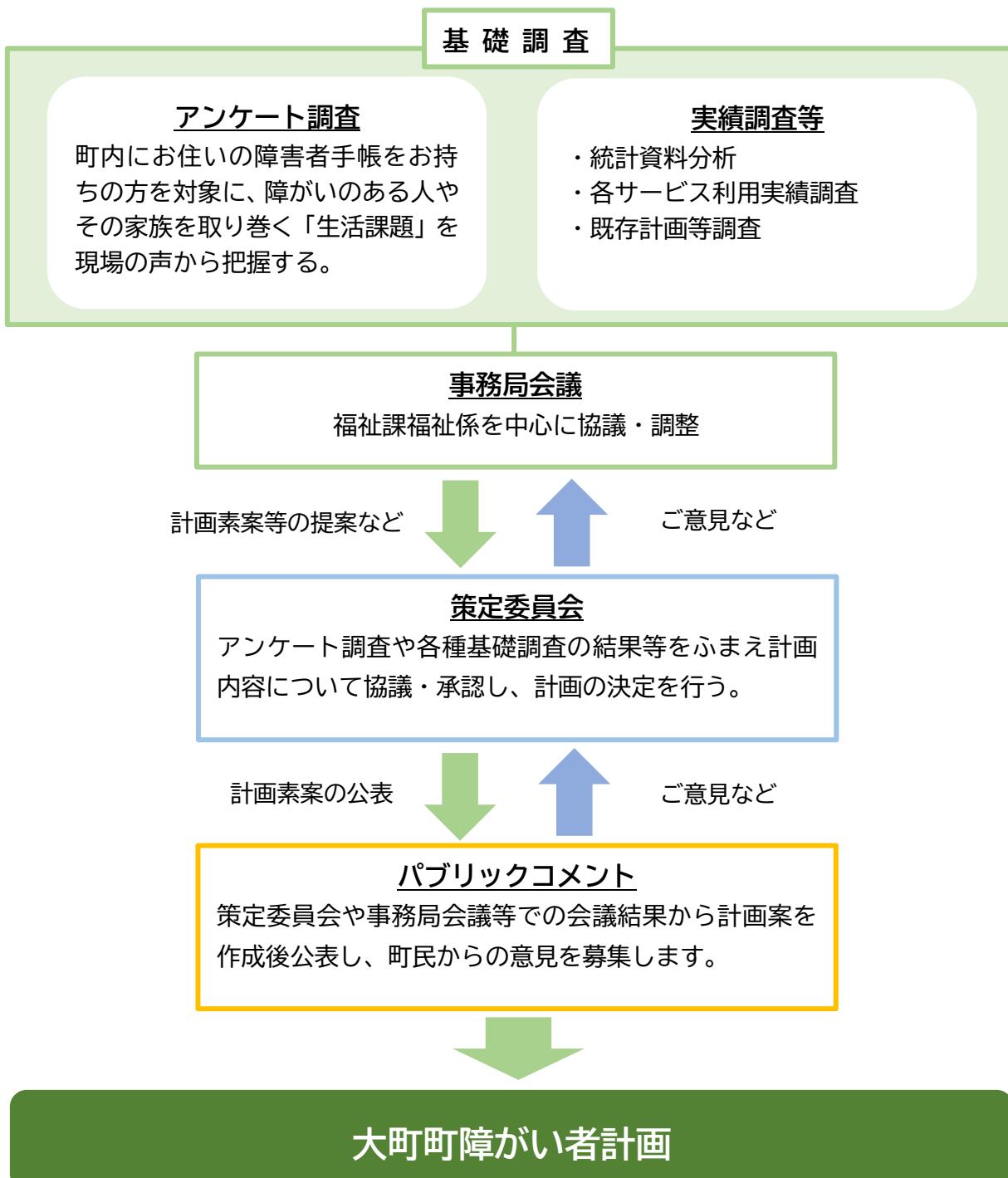
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内の障がい者すべてとします。

【対象】	【関連法】	【内 容】
身体障がい者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障がい者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化はされていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障がい児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
発達障がい者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患（130疾患及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した。令和7年4月から障害者総合支援法の対象疾患は376疾患となっている。

5. 計画の策定体制

策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るために設置された町民などで構成される「大町町障害者福祉計画策定委員会」を中心に、アンケート調査の実施結果や実績調査などをふまえて策定していきます。



6. 計画策定のための取組

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者を対象とした「大町町障がい者計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法 調査期間	回収結果
町内在住の障害者手帳所持者	郵送による配付・回収及び インターネット回収 令和7年9月16日 ～令和7年10月5日	配布 300人 回収 182人 回収率 60.7%

(2) 大町町障がい者計画策定委員会の開催

計画の策定にあたっては、障がい者に関わる関係機関の代表者を中心とする「大町町障がい者福祉計画策定委員会」を開催し、協議を重ねました。

回数	開催日	議事内容
第1回	令和7年9月5日	・障がい者計画策定方針について ・アンケート調査の実施について
第2回	令和7年11月11日	・アンケートの分析結果 等
第3回	令和7年12月9日	・計画素案について
第4回	令和8年1月27日	・計画の確定

(3) パブリックコメントの実施

令和7年12月22日（月）～令和8年1月16日（金）まで、本計画案を本町ホームページ及び窓口で公表し、町民からの意見を募集し計画への反映を行いました。

7. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能でよりよい未来を築くことを目標としています。本町においても、こうしたSDGsの理念に沿った取組を進めていく必要があります。

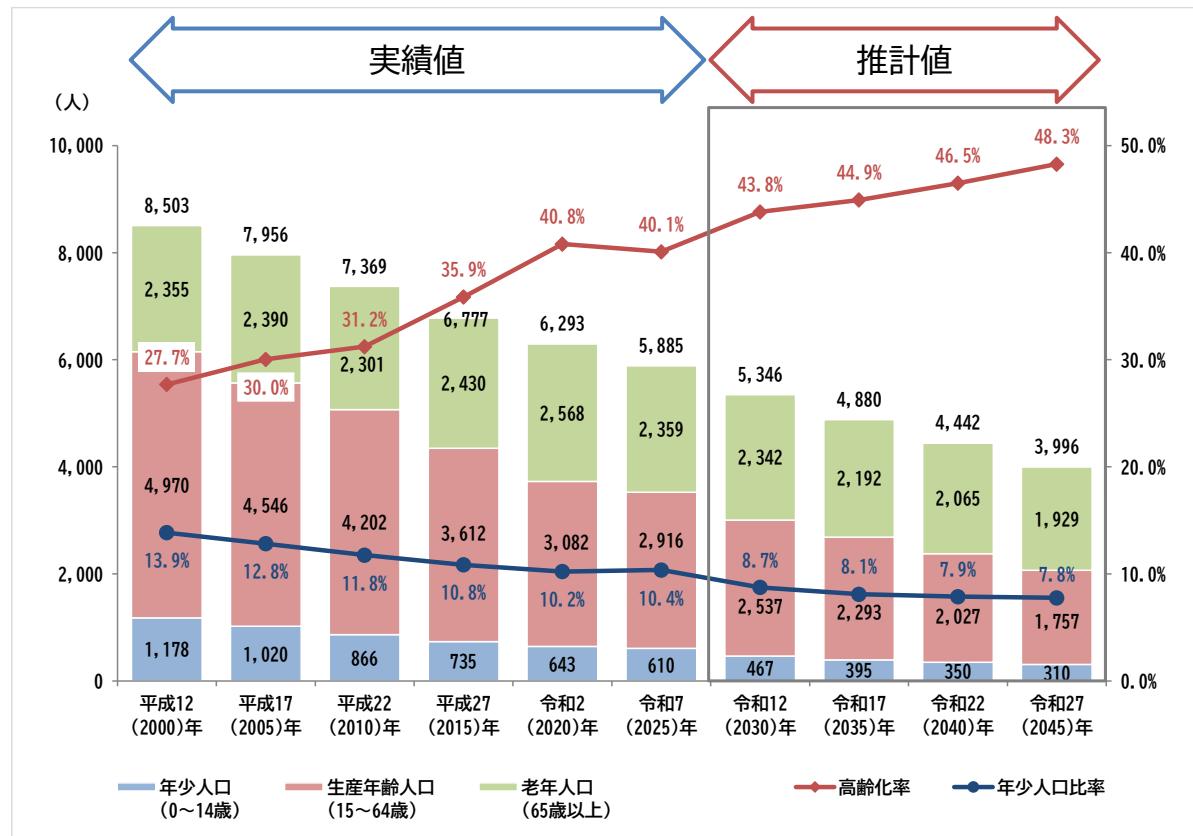


第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口の推移

本町の人口は令和7年4月現在で5,885人となっており、65歳以上の高齢者人口は2,359人、総人口に占める割合は40.1%となっています。

令和2年と比較して、人口は408人減少し、高齢者人口は209人減少していますが、高齢化率は40%台を維持しています。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、町住民基本台帳（令和7年）、社人研（令和12年～令和27年）

		平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年
総人口	(人)	8,503	7,956	7,369	6,777	6,293	5,885
年少人口 (0～14歳)	(人)	1,178	1,020	866	735	643	610
	(割合)	13.9%	12.8%	11.8%	10.8%	10.2%	10.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	(人)	4,970	4,546	4,202	3,612	3,082	2,916
	(割合)	58.4%	57.1%	57.0%	53.3%	49.0%	49.5%
老人人口 (65歳以上)	(人)	2,355	2,390	2,301	2,430	2,568	2,359
	(割合)	27.7%	30.0%	31.2%	35.9%	40.8%	40.1%

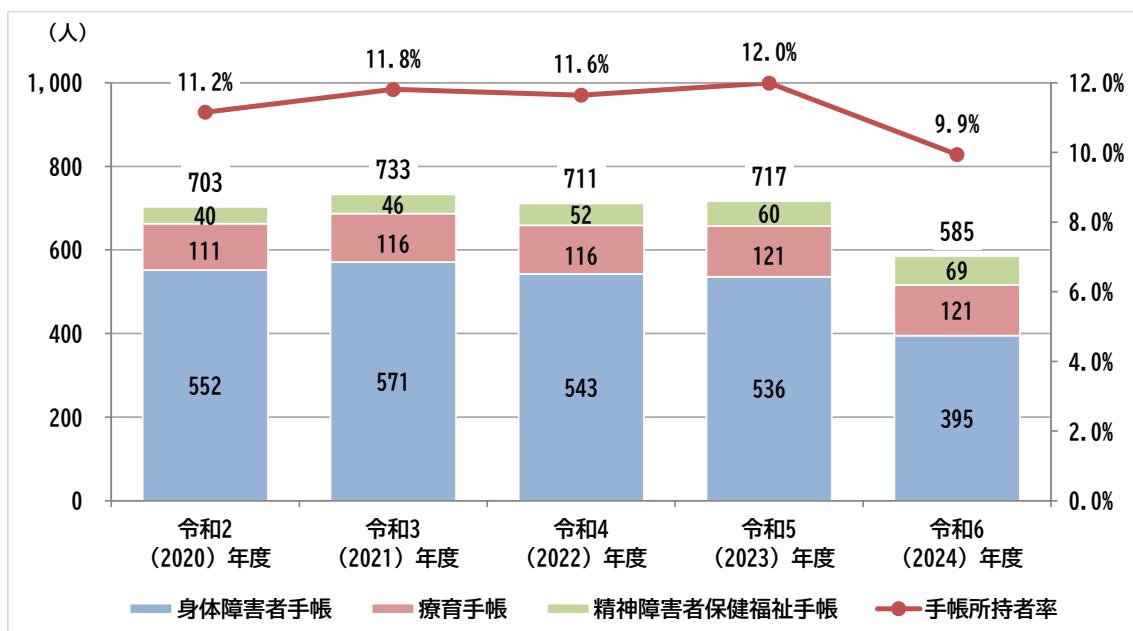
2. 手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

令和6年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者395人、療育手帳所持者121人、精神障害者保健福祉手帳所持者69人となっています。

また、令和6年の総人口に占める手帳所持者の割合は9.9%（うち身体6.7%、療育2.1%、精神1.1%）となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



出典：町福祉課（各年3月31日現在）

		令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年
総人口	(人)	6,301	6,206	6,105	5,979	5,885
手帳所持者率	(割合)	11.2%	11.8%	11.6%	12.0%	9.9%
身体障害者手帳	(人)	552	571	543	536	395
	(割合)	8.8%	9.2%	8.9%	9.0%	6.7%
療育手帳	(人)	111	116	116	121	121
	(割合)	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.1%
精神障害者保健 福祉手帳	(人)	40	46	52	60	69
	(割合)	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

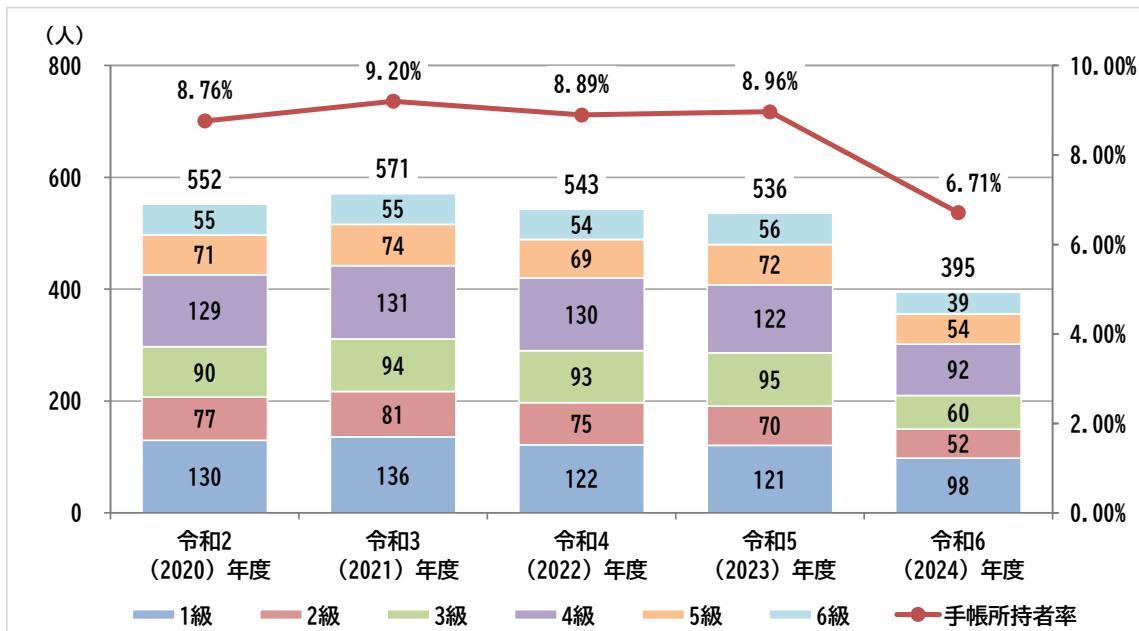
① 等級別の推移

令和2～5年まで大きな変化はありませんでしたが、令和6年の身体障害者手帳所持者は395人となっており、各年より150人近く減少しています。

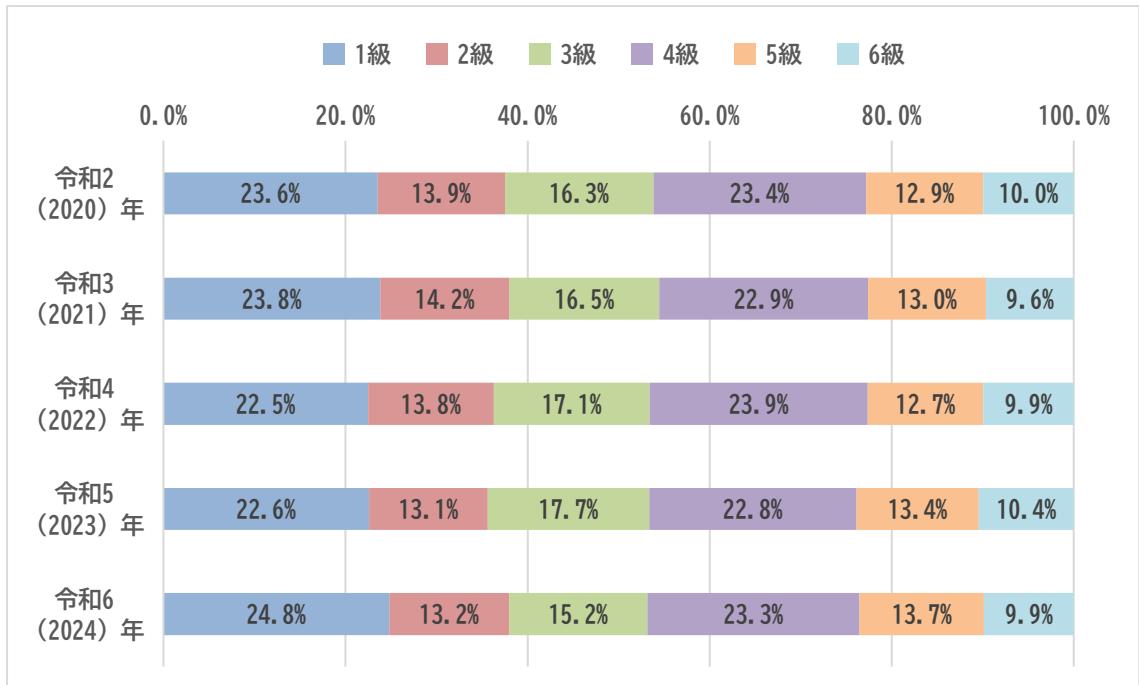
令和6年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く24.8%となっています。

また、重度者（1級と2級の合計）の割合が約4割（38.0%）を占めています。

■等級別の推移



■等級別割合の推移

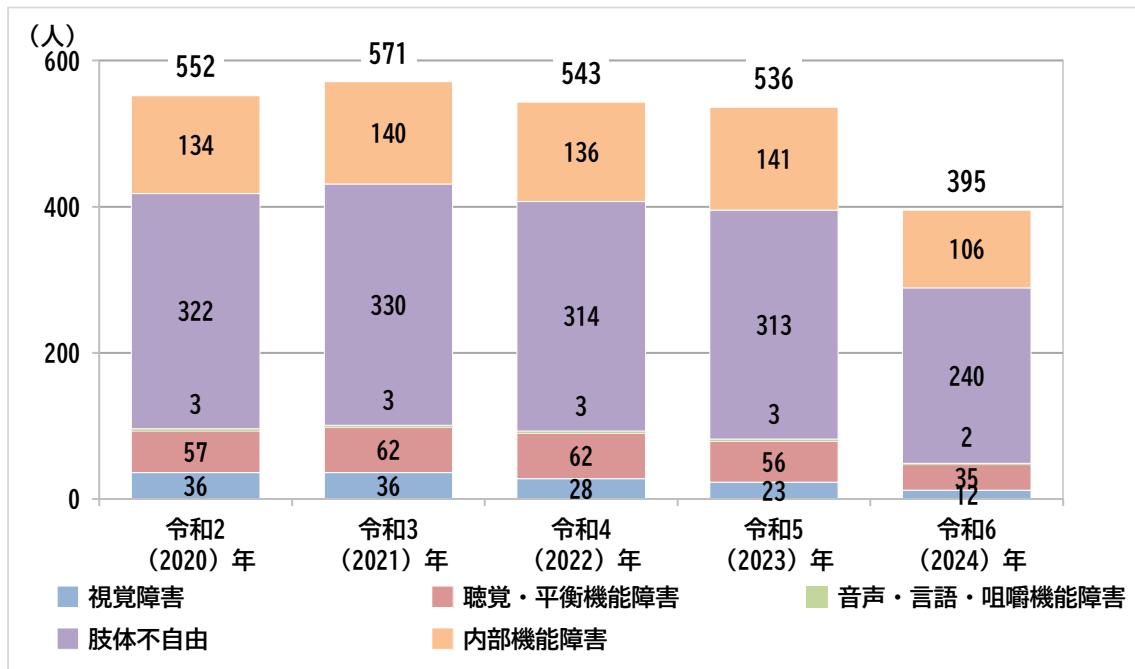


出典：町福祉課（各年3月31日現在）

② 部位別の推移

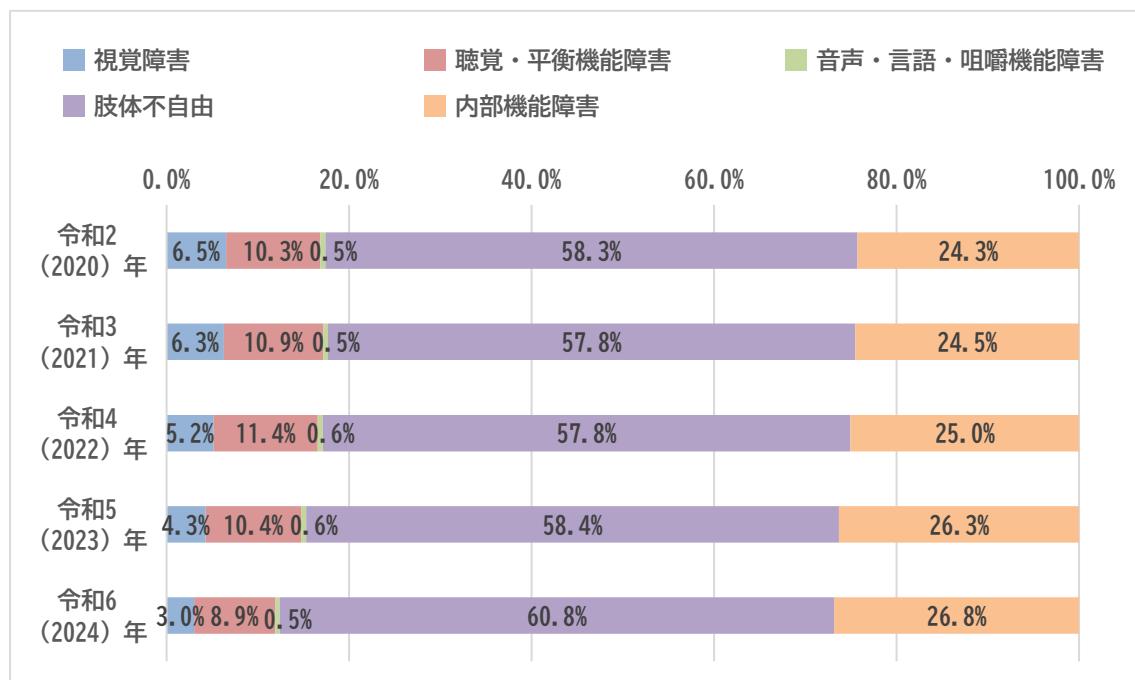
令和6年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が60.8%と最も多く、次いで「内部障害」の26.8%となっています。

■部位別の推移



*部位重複含む

■部位別割合の推移

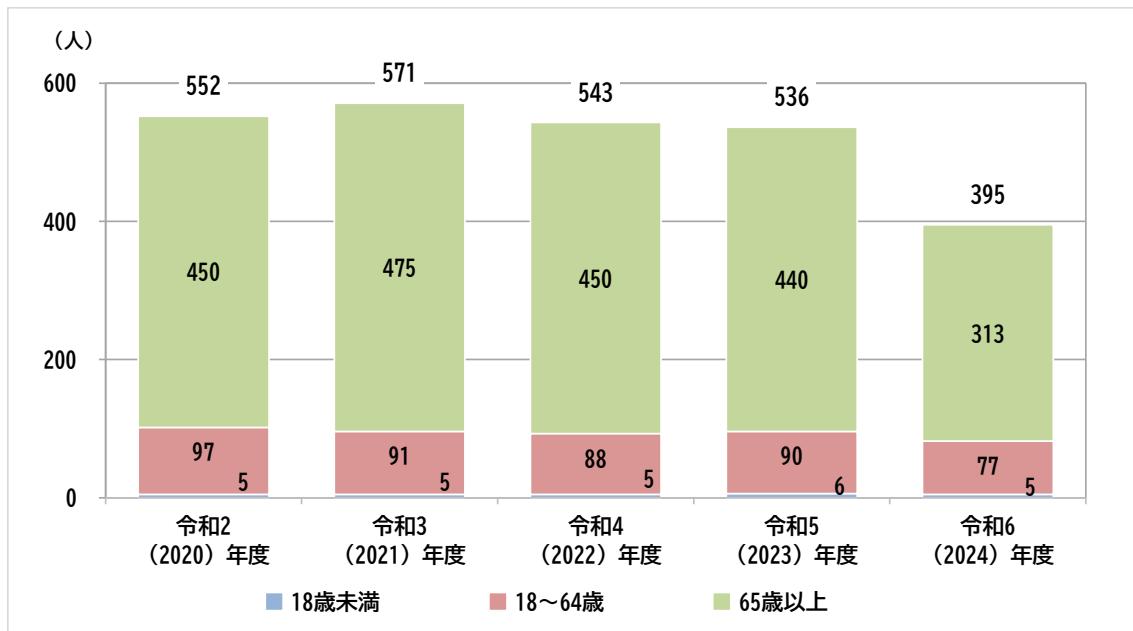


出典：町福祉課（各年3月31日現在）

③ 年齢階層別の推移

令和6年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が79.2%となっています。

■年齢別の推移



出典：町福祉課（各年3月31日現在）

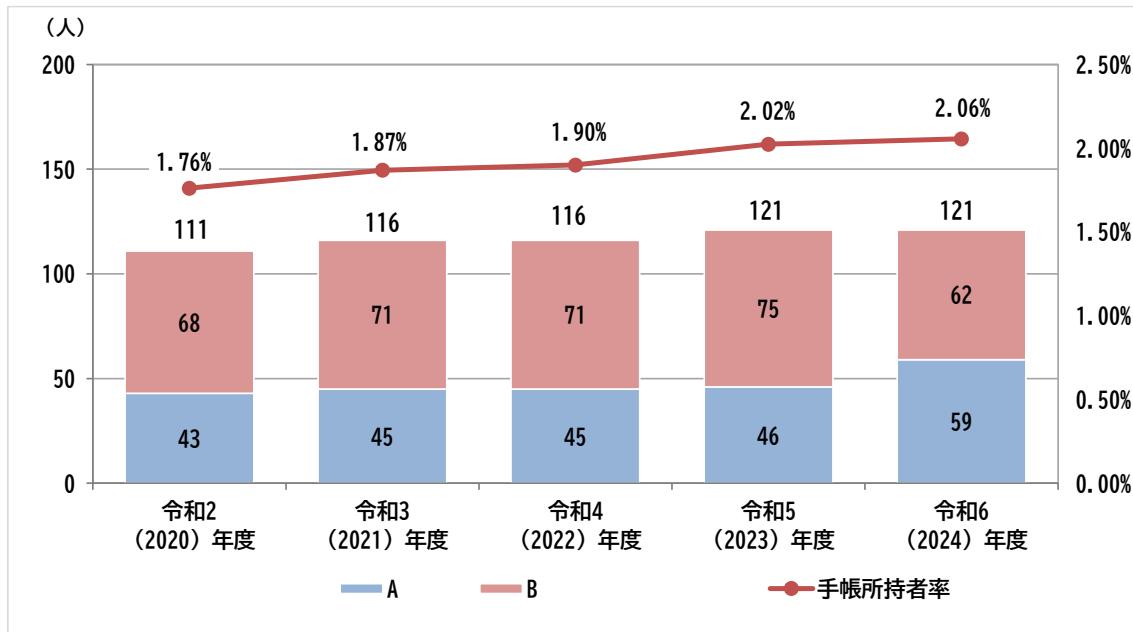
(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

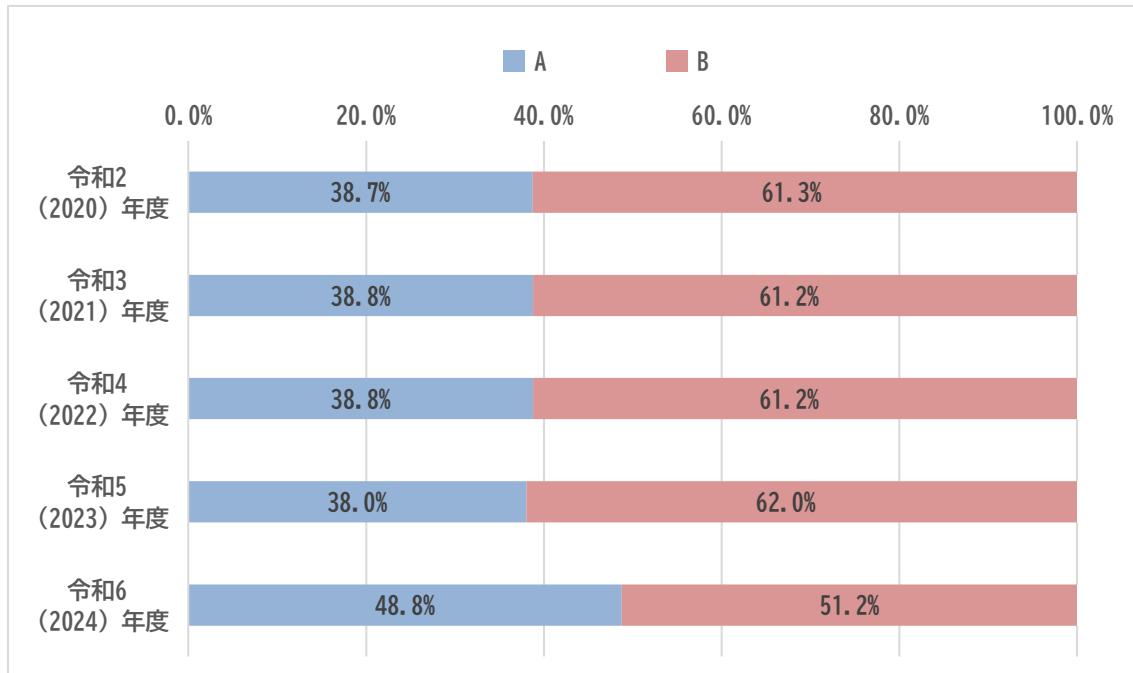
令和6年の療育手帳所持者は121人となっており、令和2年から手帳所持率は増加傾向にあります。

また、令和6年の等級別割合をみると、Aが48.8%、Bが51.2%となっています。

■等級別の推移



■等級別割合の推移

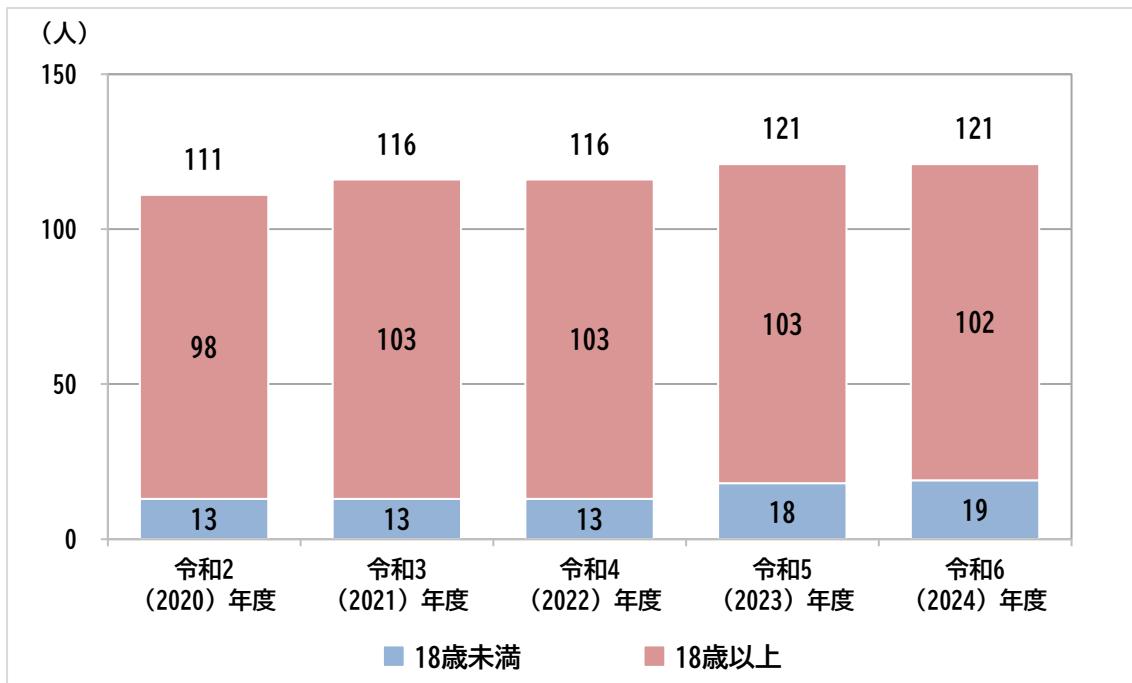


出典：町福祉課（各年3月31日現在）

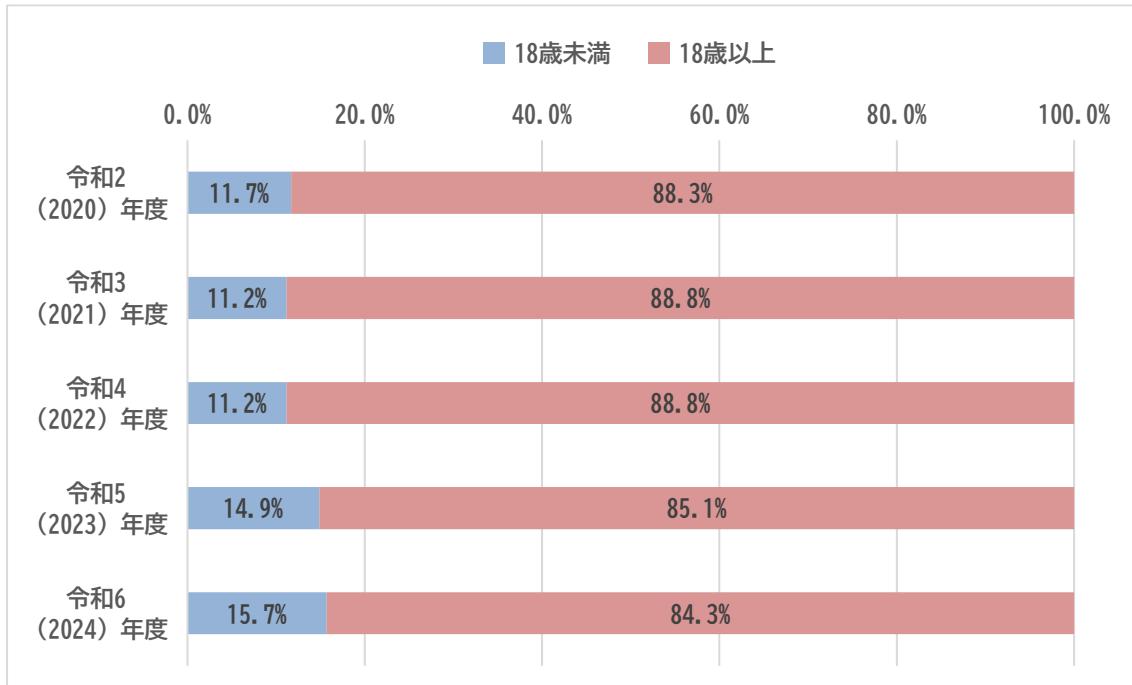
② 年齢階層別の推移

令和6年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳未満が19人（構成割合15.7%）、18歳以上が102人（構成割合84.3%）となっています。

■年齢別の推移



■年齢別割合の推移



出典：町福祉課（各年3月31日現在）

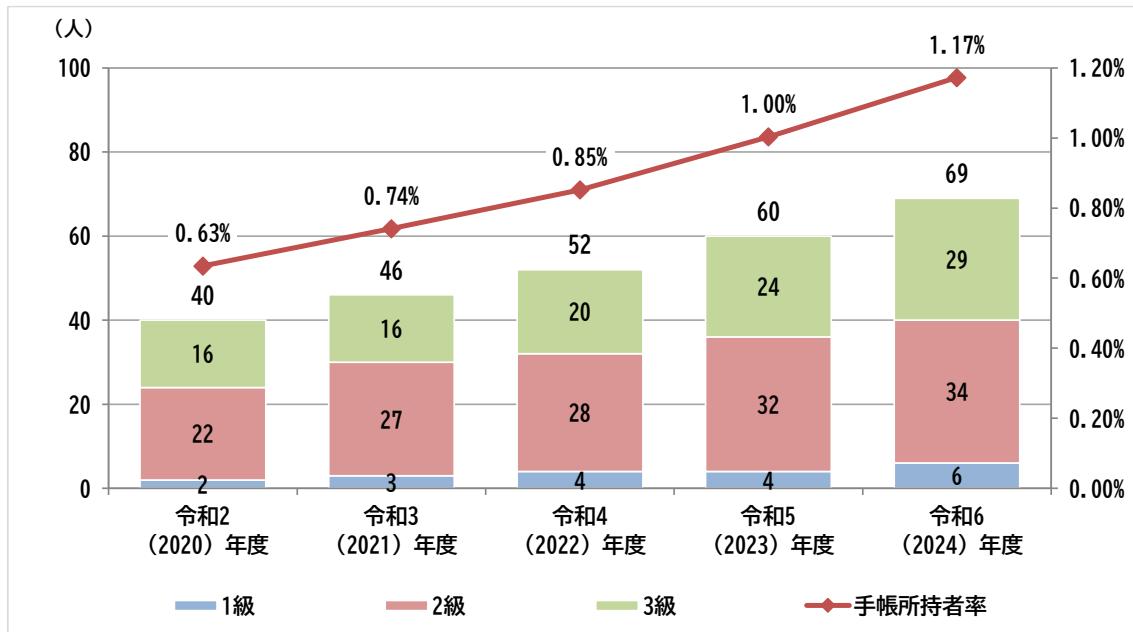
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

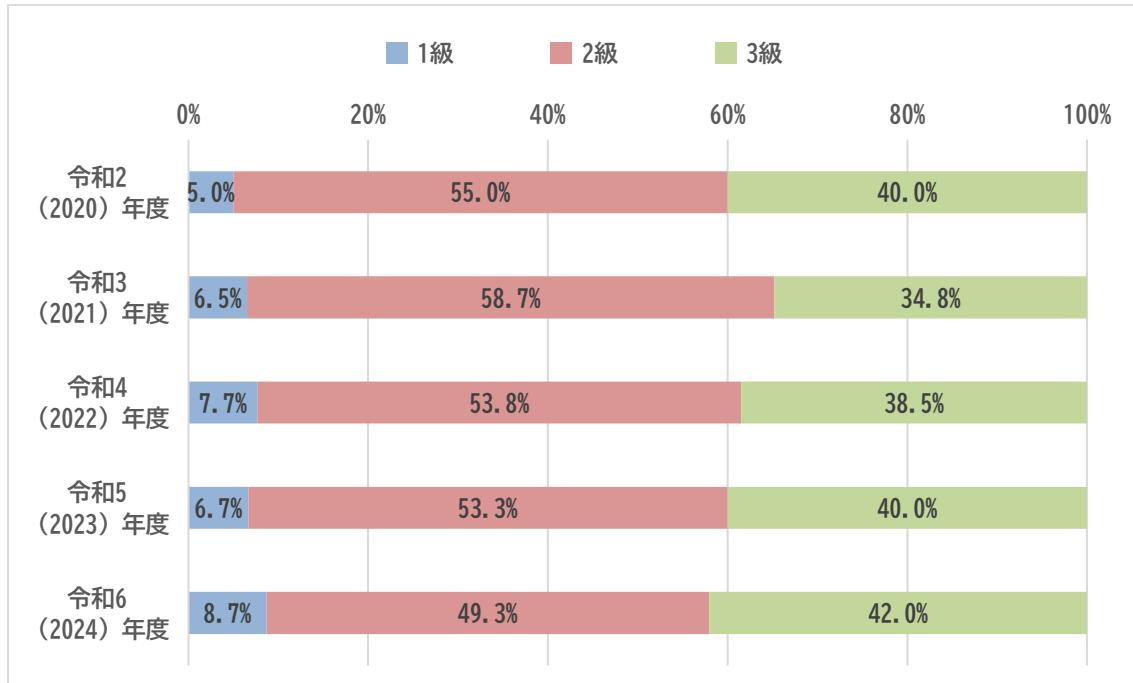
令和6年の精神障害者保健福祉手帳所持者は69人となっており、令和2年から増加傾向にあります。

また、令和6年の等級別割合をみると、2級が49.3%と最も高くなっています。

■等級別の推移



■等級別割合の推移

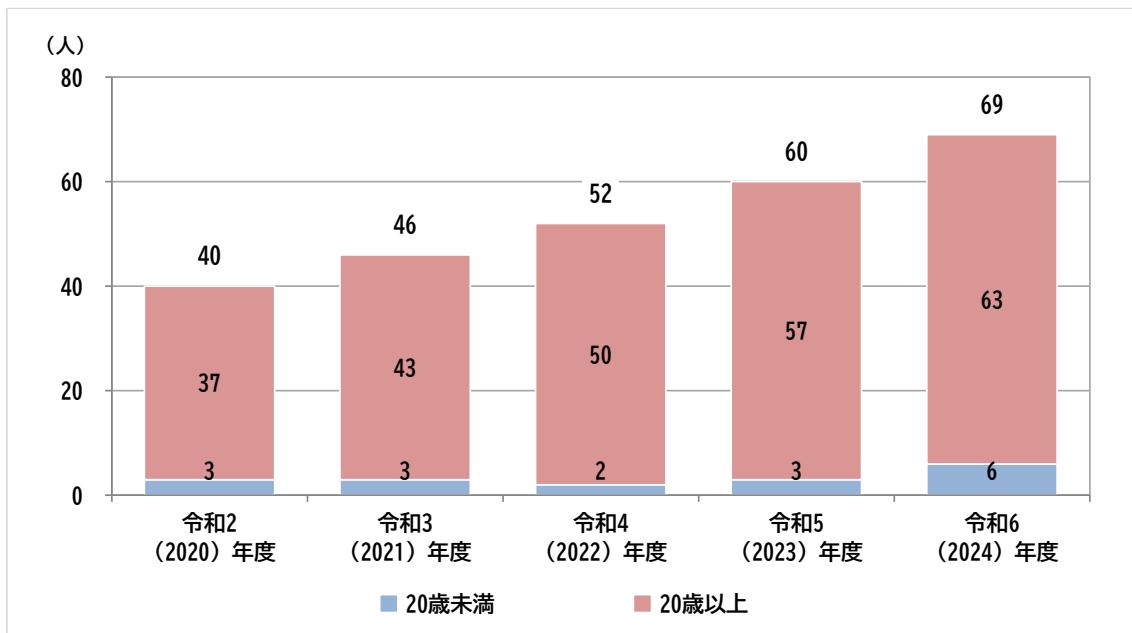


出典：町福祉課（各年3月31日現在）

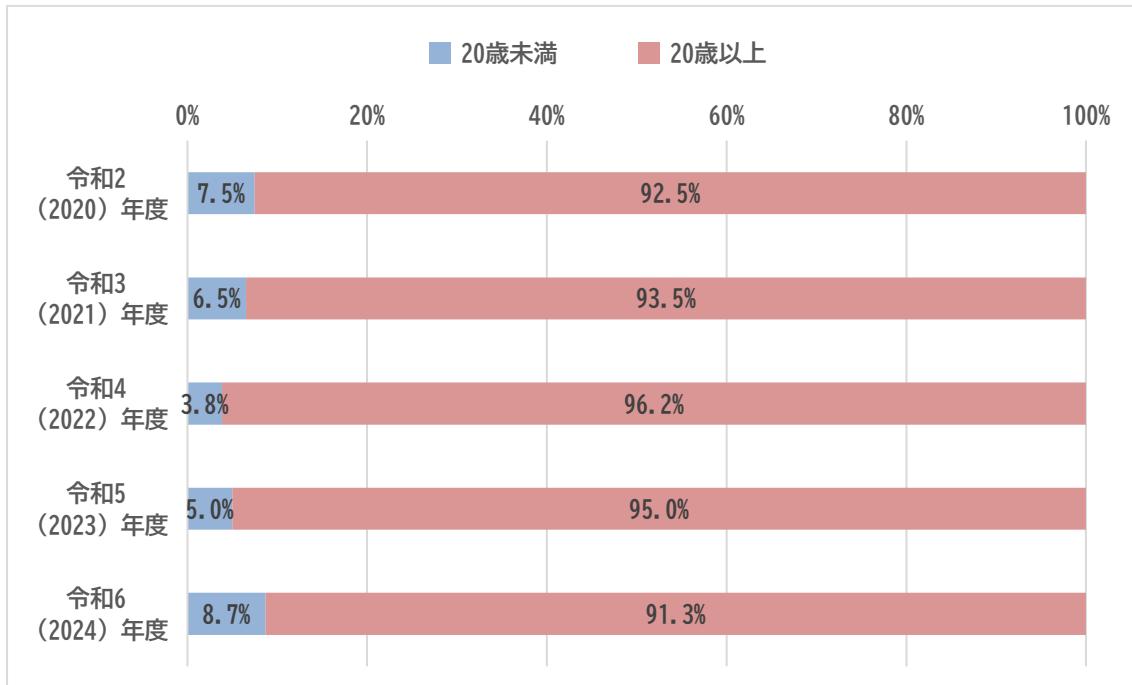
② 年齢階層別の推移

令和6年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、20歳未満が6人（構成割合8.7%）、20歳以上が63人（構成割合91.3%）となっています。

■年齢別の推移



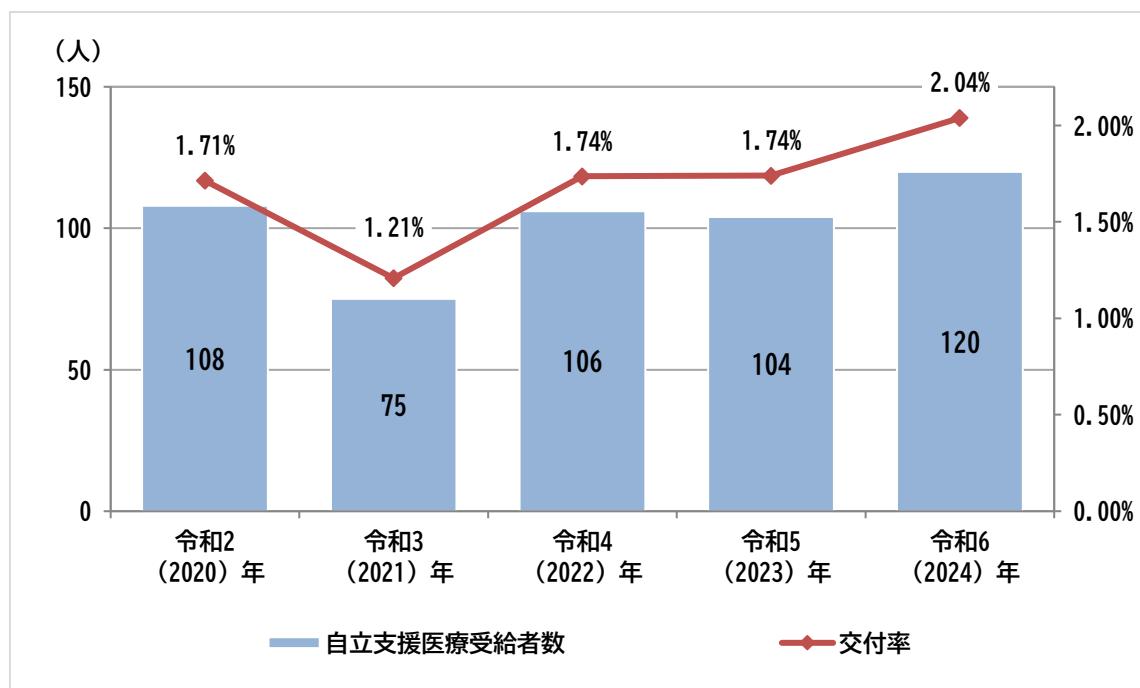
■年齢別割合の推移



出典：町福祉課（各年3月31日現在）

(5) 自立支援医療受給者数（精神通院医療）

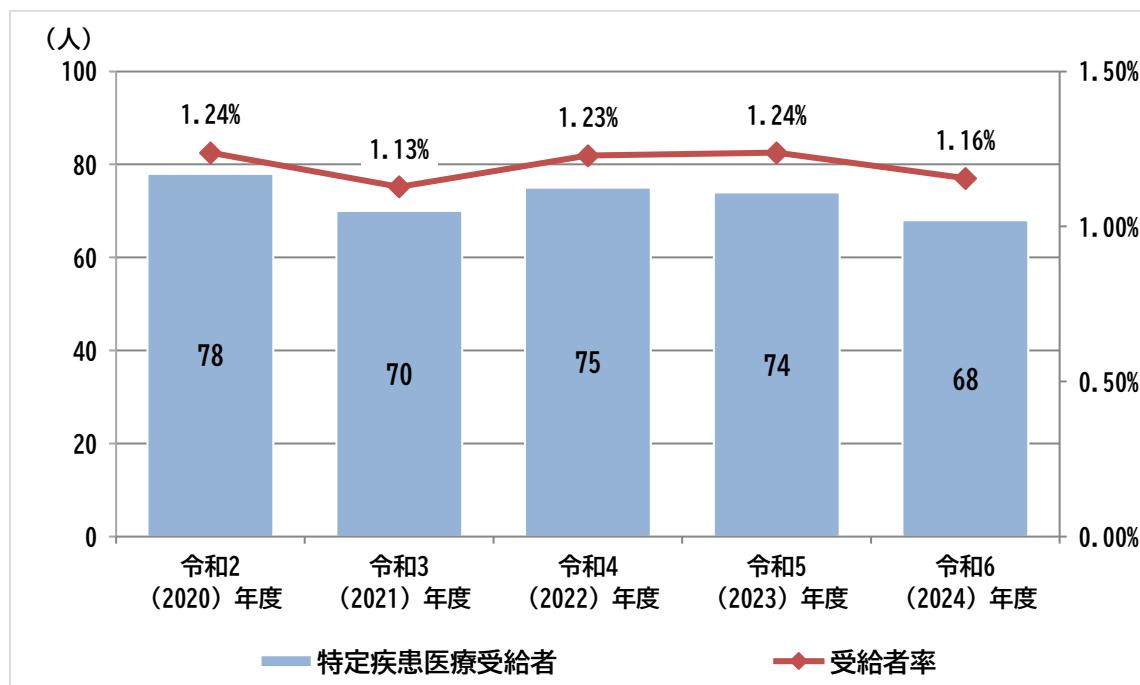
令和6年度時点の自立支援医療受給者数（精神通院医療）は120人となっています。



出典：杵藤保健福祉事務所

(6) 特定疾患医療受給者数

令和6年度時点の特定疾患医療受給者数は68人となっています。



出典：杵藤保健福祉事務所

3. アンケート調査結果から見る本町の状況

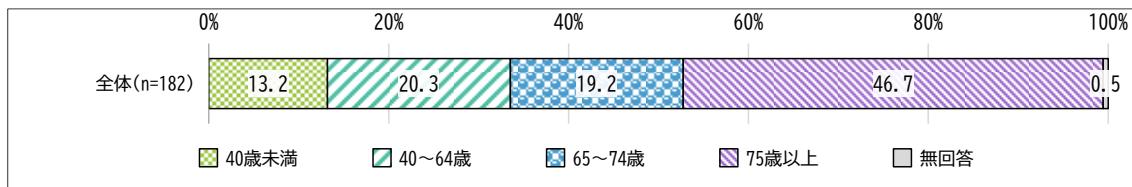
(1) 回答者の属性とその介助者について

① 回答者の属性

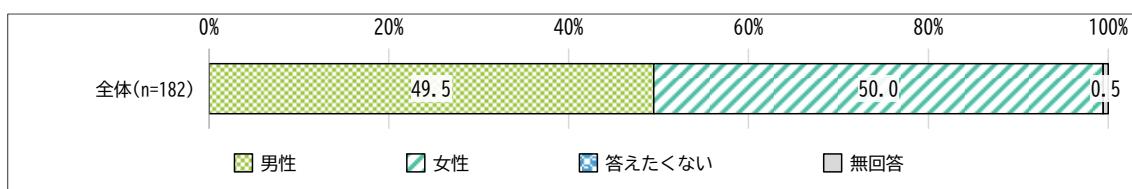
回答者の年齢では、「75歳以上」が46.7%と最も高く、次いで「40～64歳」20.3%、「65～74歳」19.2%となっています。

また、性別では、「男性」が49.5%、「女性」が50.0%となっています。

【問2 回答者の年齢】



【問3 回答者の性別】

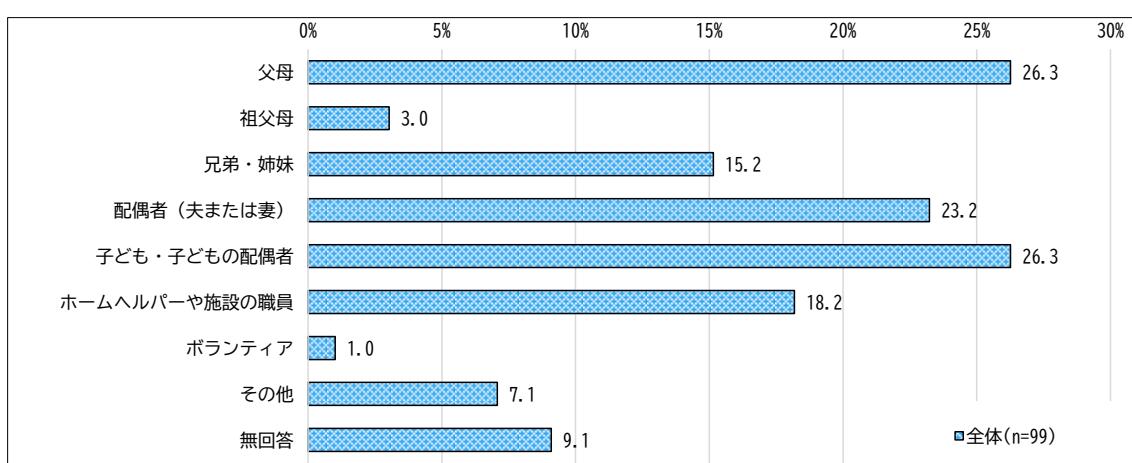


② 介助者について

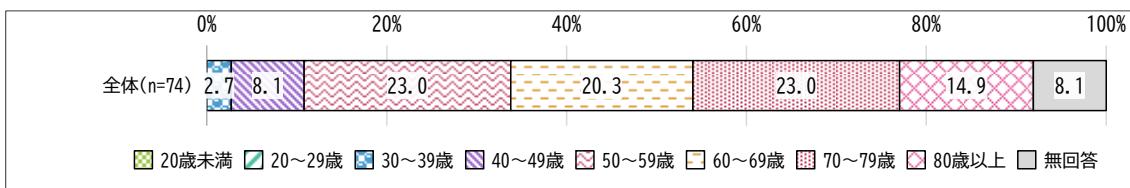
介助者については、「父母」「子ども・子どもの配偶者」が最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」と、主として家族介助が多い現状に対する不安や負担感が示されており、将来的な介助体制の確保や、緊急時の受け入れ先の整備が必要です。

また、介助者の高齢化に伴い、身体的負担（腰痛・疲労）への支援や、介助者自身のケア（レスパイト、相談支援）など、専門職による介助の充実や、家族以外の支援者との連携体制の構築も重要です。

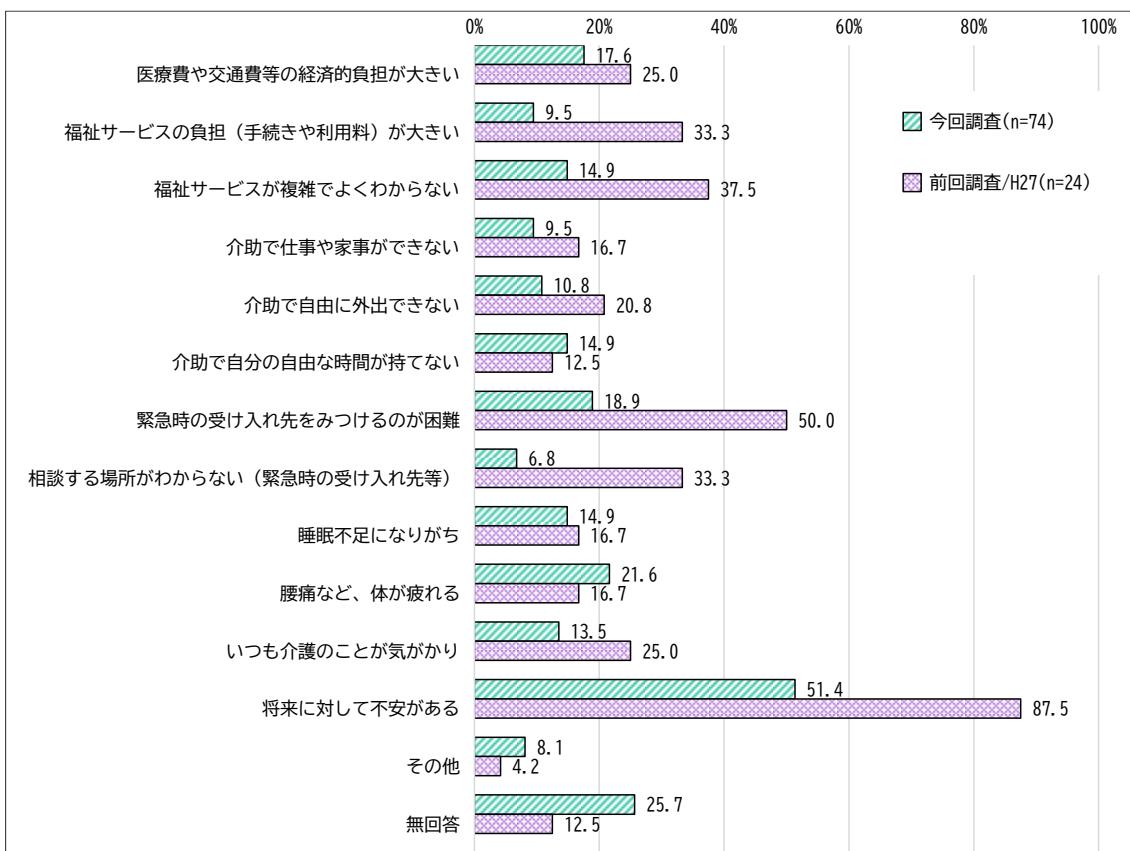
【問6 主な介助者（複数回答）】



【問7-1① 主な介助者の年齢】



【問7-2 主な介助者が困っていること（複数回答）】※



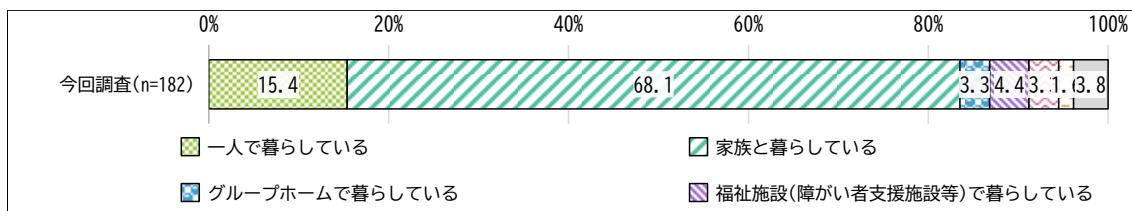
※前回調査との比較についてはサンプル数に差が生じているため参考程度となります。今回調査ではほとんどの項目で前回調査の割合を下回っており、特に「緊急時の受け入れ先をみつけるのが困難」「将来に対して不安がある」は30ポイント以上高くなっています。

(2) 主な回答結果

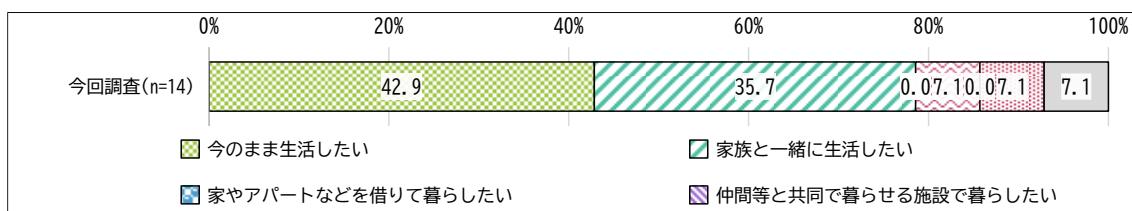
① 住まいや暮らしについて

地域で安心して暮らすためには「生活を支援するサービス」や「相談サービスの充実」が必要であるとの声が多くあります。また、施設等に入所している人の中には「家族と一緒に生活したい」との希望もあり、地域での生活に移行するための支援を求める声も見られます。一方で、近所づきあいについては「あいさつ程度」とする回答が多く、地域とのつながりが希薄であることから、孤立を防ぐための交流機会の創出が必要であると考えます。

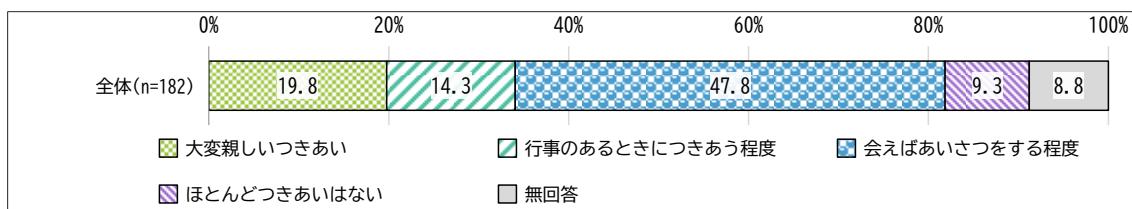
【問12 現在の暮らし状況】



【問13 将来、地域で生活したいか（問12で「福祉施設(障がい者支援施設等)で暮らしている」「病院に入院している」を選択した方）】



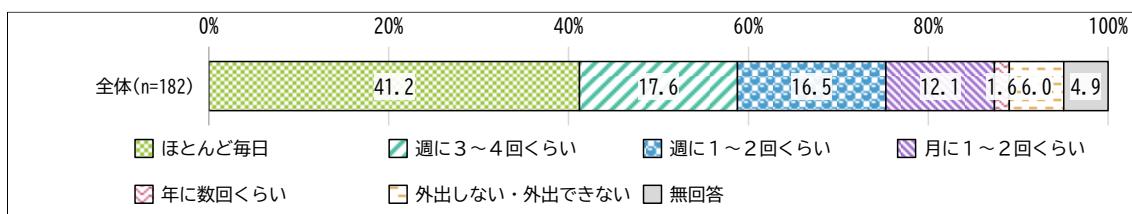
【問15 隣近所とのつきあい】



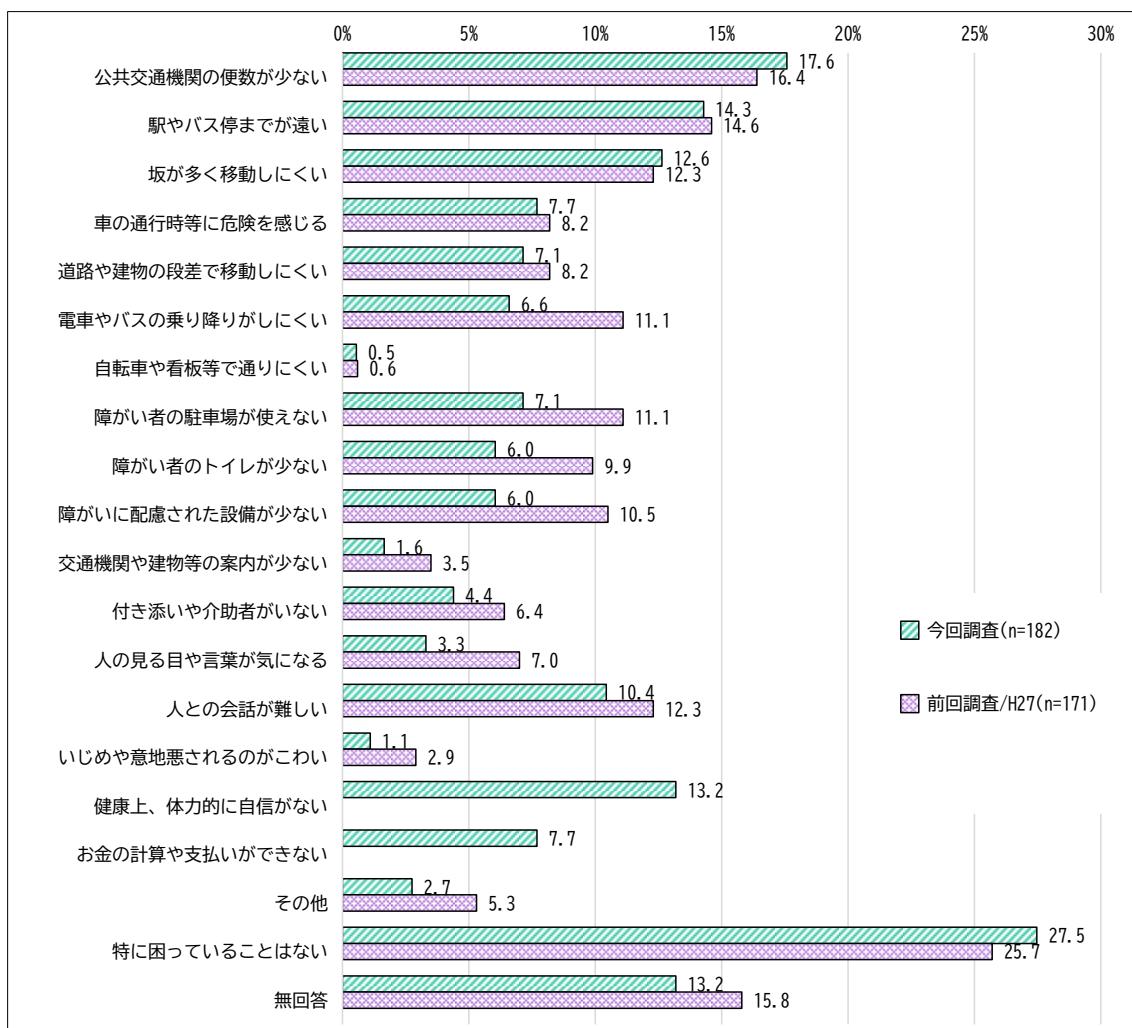
② 日中活動について

日常的な外出を継続するために、公共交通機関の利便性の向上が求められています。特に、バスの便数の増加や、駅・バス停までのアクセス改善を望む意見が見られました。また、外出に困難を感じていない人も一定数いることから、支援の対象や方法は個別の状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

【問16 外出頻度】



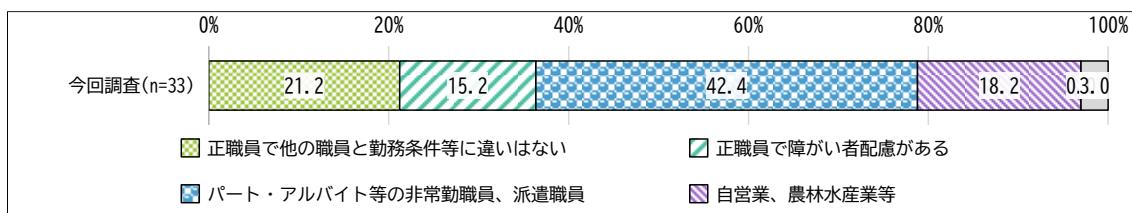
【問19 外出する時の困ること】



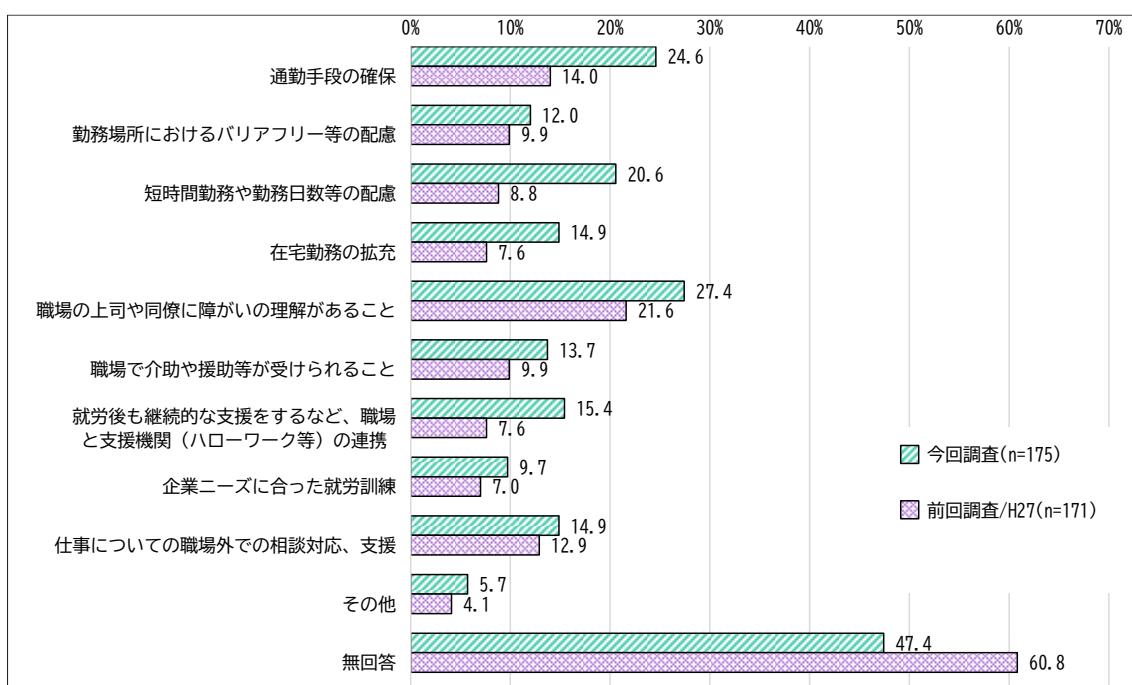
③ 就労・雇用について

職場での障がい理解の促進が強く求められており、上司や同僚の配慮やコミュニケーションの改善に対する期待が高いと考えられます。また、通勤手段の確保や、短時間勤務・勤務日数の柔軟な設定など、身体的・精神的負担に配慮した働き方への要望も多く見られます。非正規雇用が多い現状に対して、安定した雇用や収入の確保を望む声もあり、就労支援の質的向上が求められています。

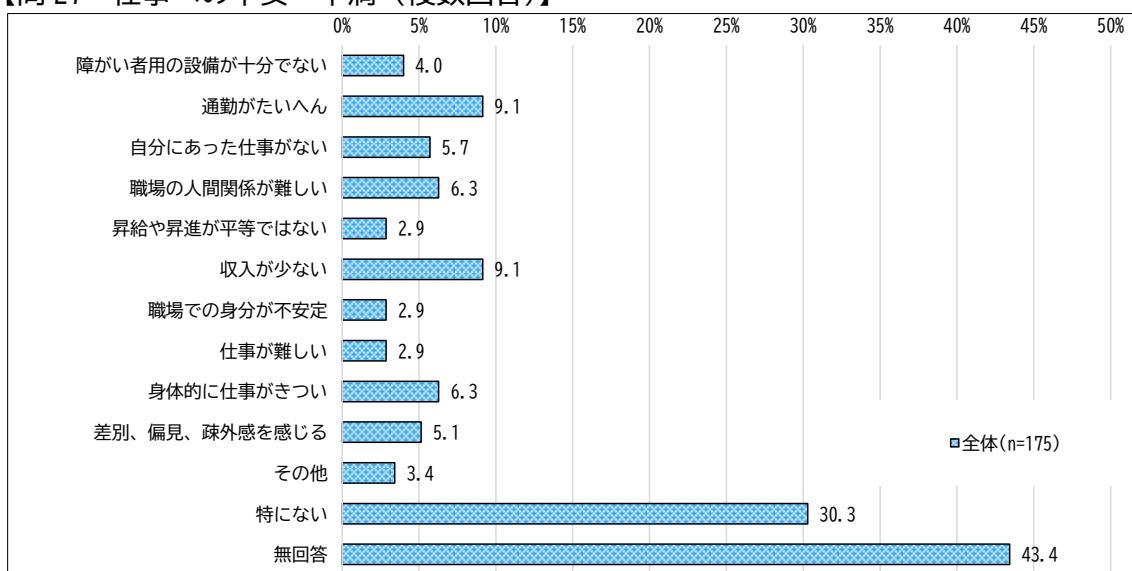
【問23 勤労形態（問12で「仕事をしている」を選択した方】



【問26 就労支援として必要なこと（複数回答）】



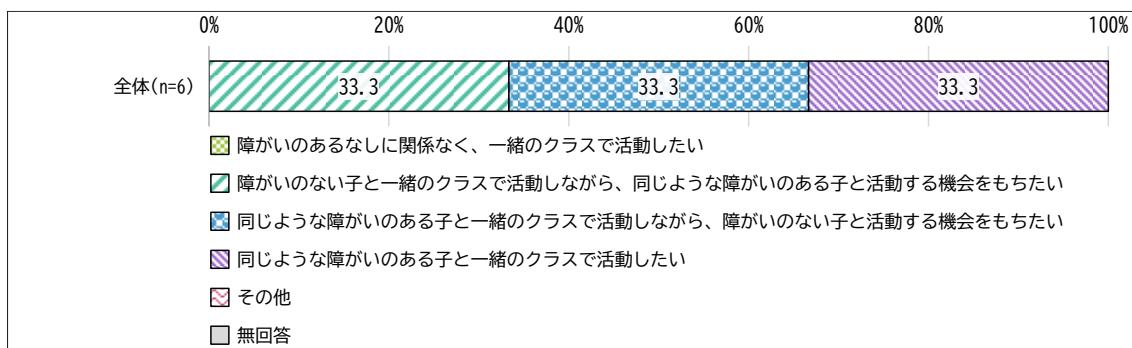
【問27 仕事への不安・不満（複数回答）】



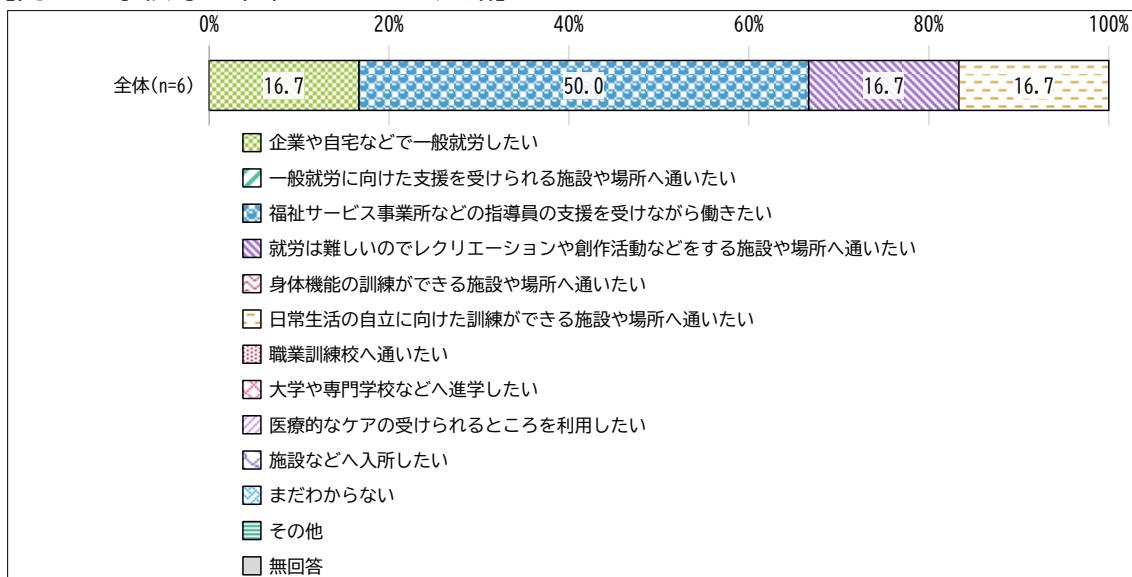
④ 保育・教育について

保育・教育の場において「障がいのある子どもも同士の安心できる関係性」と「障がいのない子どとの交流機会」の両立を望む声が多く、柔軟で多様な学びの場の整備が求められています。また、卒業後の進路に関しては、福祉サービス事業所などで支援を受けながら働きたいという希望が半数を占めており、支援付き就労の選択肢の拡充が強く望まれています。一方で、一般就労や創作活動、自立訓練などを希望する声もあり、進路支援には個別性と多様性への対応が必要とされています。

【問31 保育所等や学校での活動の仕方】



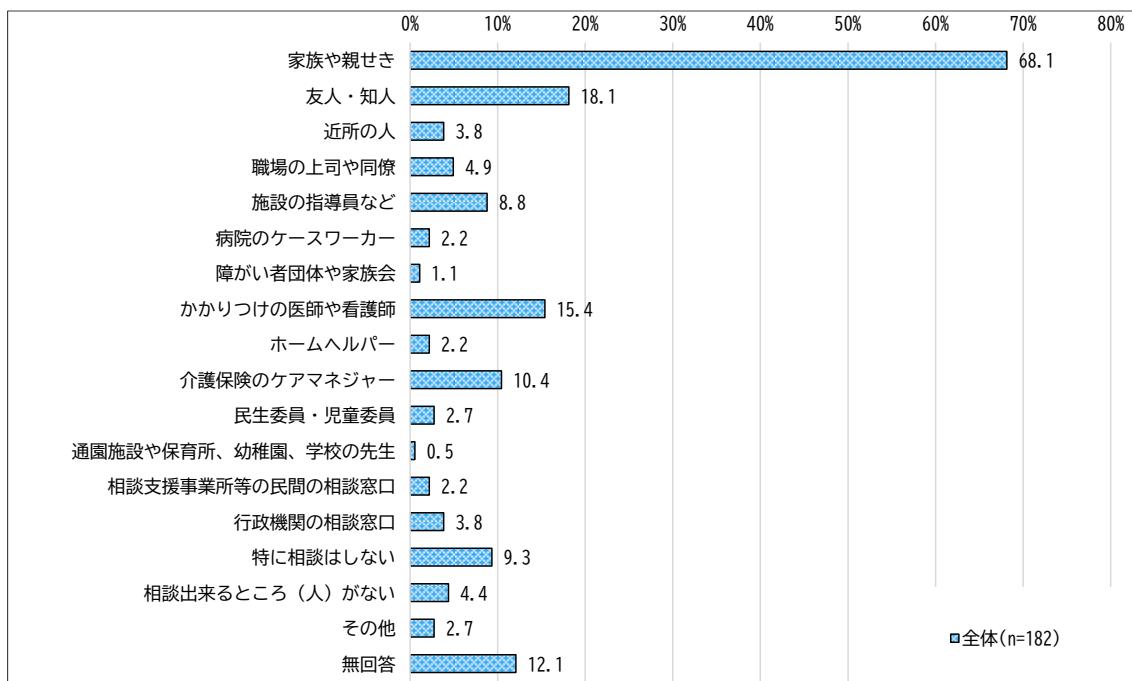
【問32 学校等を卒業した後の進路】



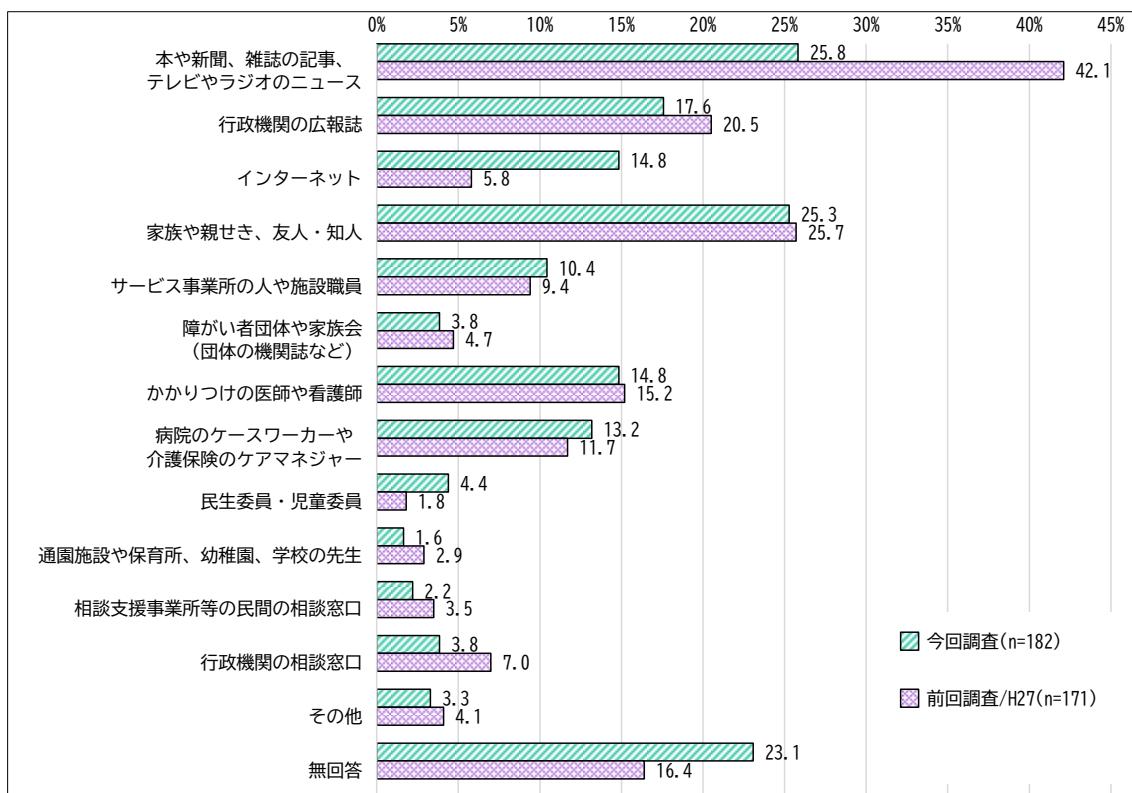
⑤ 相談・情報について

悩みや困りごとを身近な人に相談している実態が示されており、専門的な支援機関へのアクセスがしやすくなることへの期待がうかがえます。また、福祉サービスに関する情報については、行政広報よりも一般メディアや人づての情報に頼る傾向があり、制度や支援内容を分かりやすく、確実に届ける工夫が求められています。医療機関との接点を活かした情報提供や相談支援も望まれており、福祉と医療の連携強化が重要です。

【問35 普段、悩みや困ったことの相談相手（複数回答）】



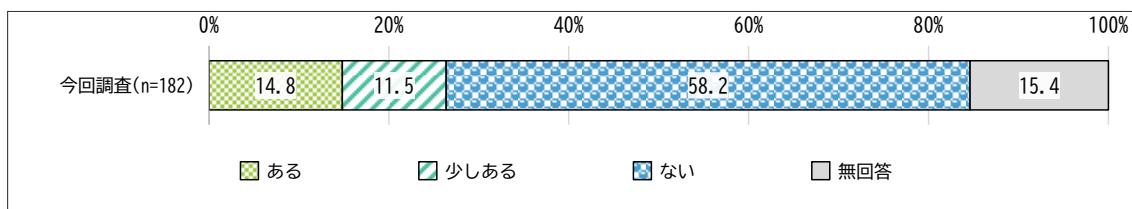
【問36 障がい福祉に関する情報の入手先（複数回答）】



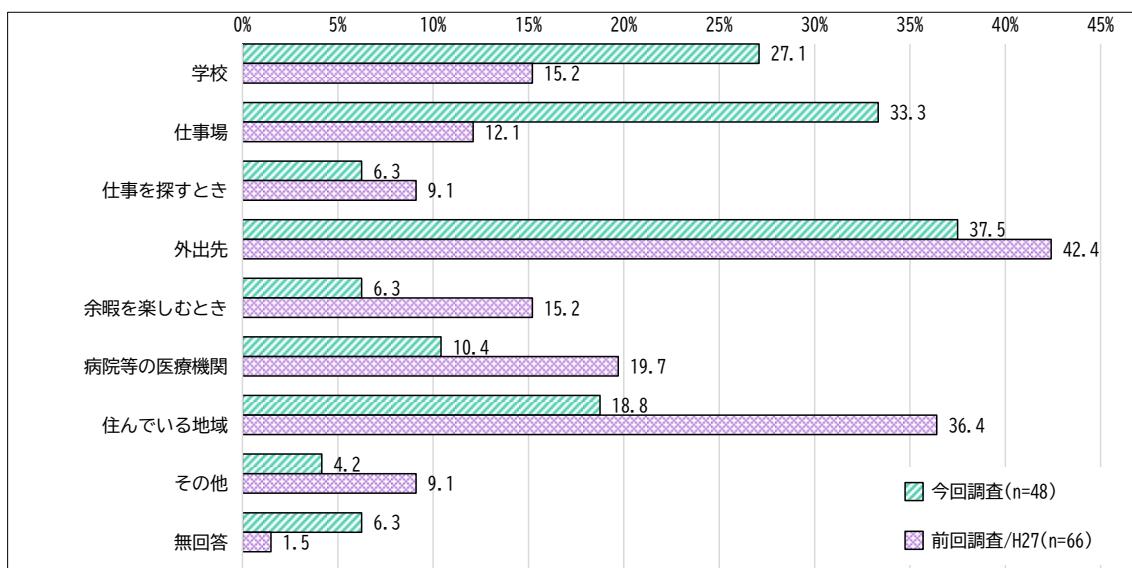
⑥ 権利擁護、理解促進について

外出先や職場、学校などでの差別的な対応や不快な経験に対する改善を求める声が示されており、社会全体の理解促進と環境整備への期待がうかがえます。また、成年後見制度や障害者差別解消法について「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知らない」とする回答が多く、制度の周知とわかりやすい説明が求められています。自分の権利を理解し、適切な支援を受けるための情報提供と教育機会の充実が望まれています。

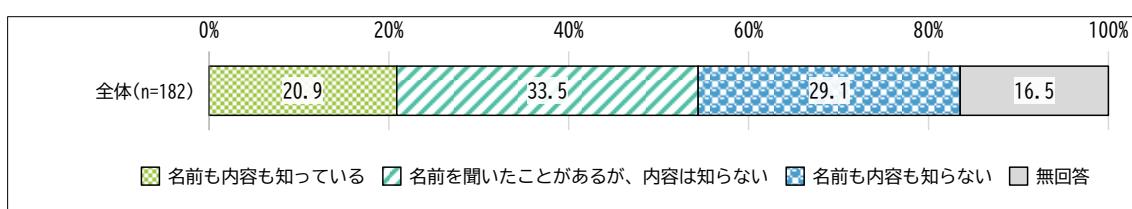
【問37 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



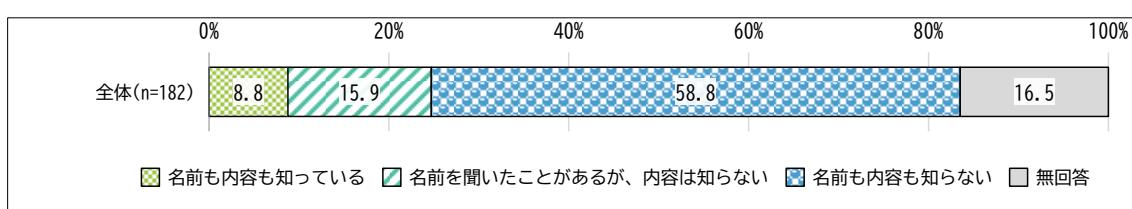
【問38 差別や嫌な思いをする（した）場所（問37で「ある」「少しある」を選択した方（複数回答）】



【問39 成年後見制度の認知度】



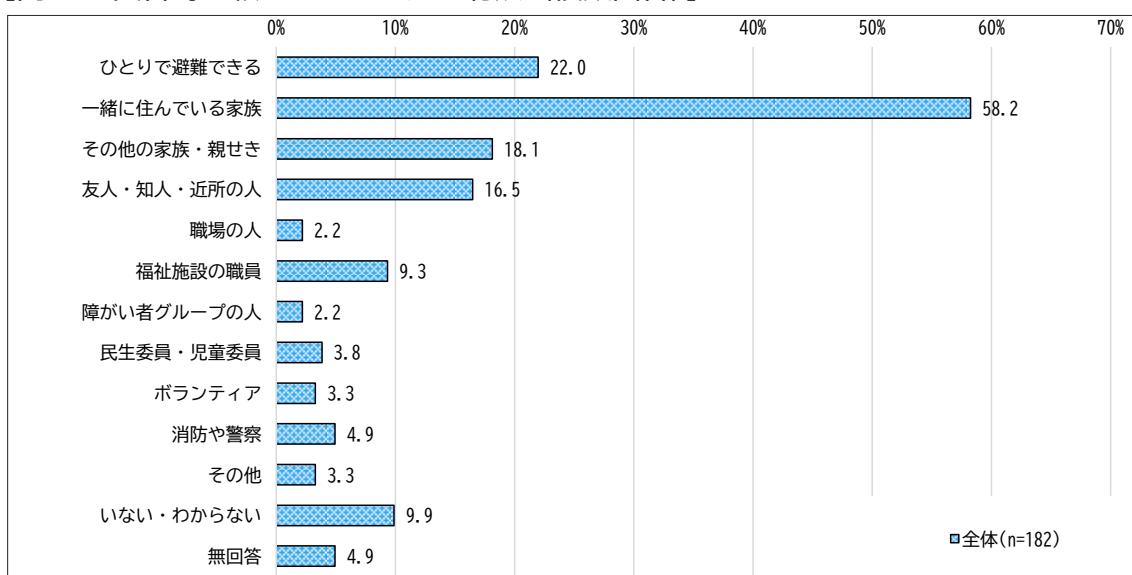
【問41 障害者差別解消法の認知度】



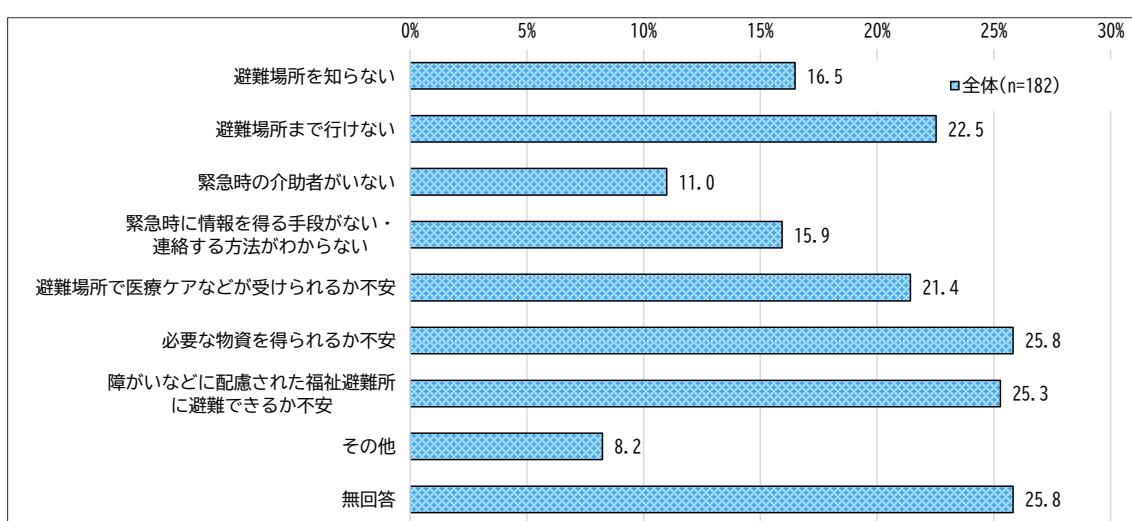
⑦ 災害時の避難等について

災害時に必要な物資が確保できるか、障がいに配慮された避難所に入れるか、避難場所まで安全に移動できるかといった不安が多く寄せられており、災害対応における障がい者支援の強化が強く望まれています。また、避難時に頼れる人がいない、あるいは分からないとする回答も一定数あり、個別支援体制の整備と事前の支援関係構築の期待が示されています。「避難行動要支援者名簿」制度については認知度が低く、制度の存在と意義を分かりやすく伝えることが求められます。

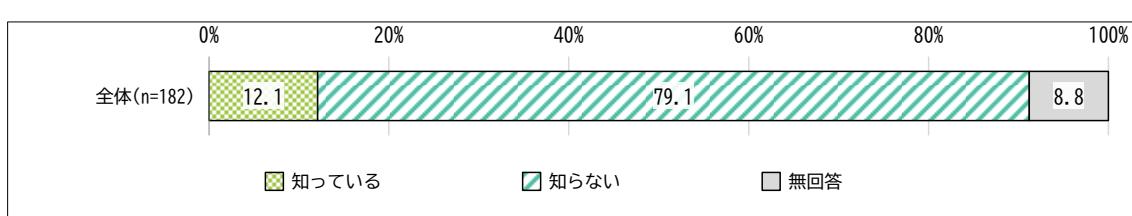
【問42 災害時に頼りにできる人の有無（複数回答）】



【問43 災害時に困ること（複数回答）】



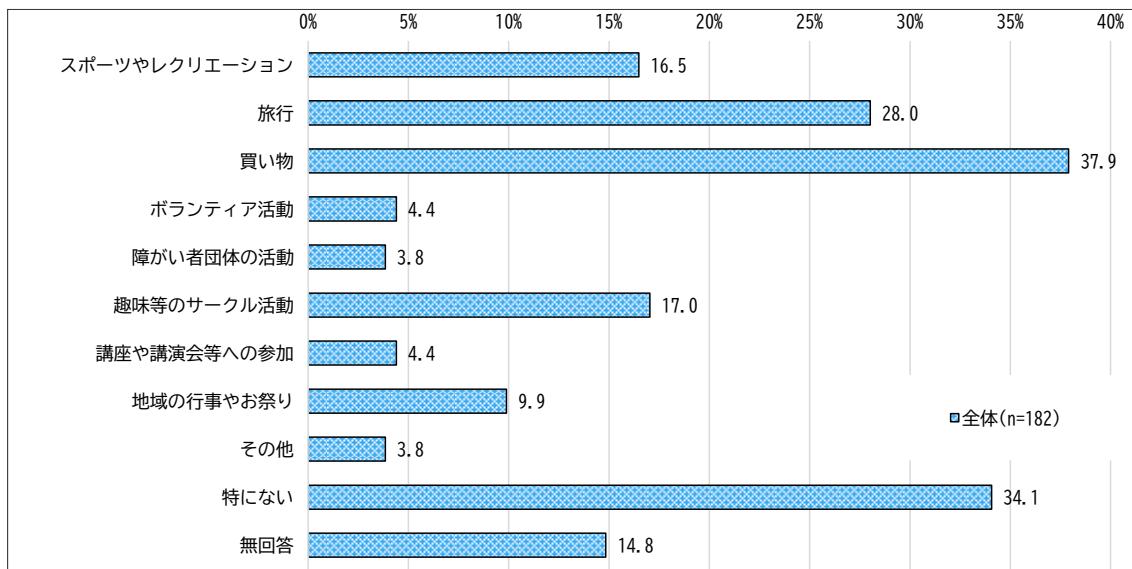
【問44 避難行動要支援者名簿の認知度】



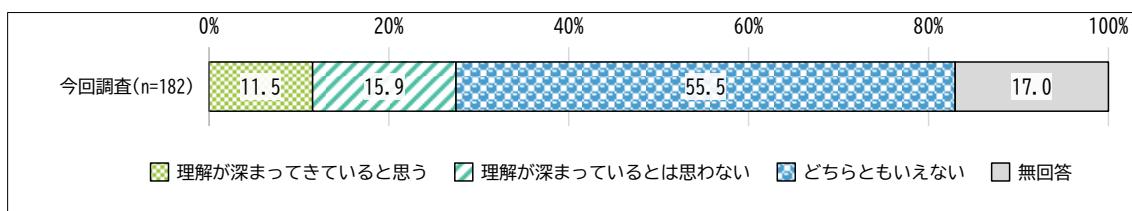
⑧ 地域社会について

地域住民の障がい理解が十分に進んでいないとの認識が示されており、偏見や無理解を防ぐための啓発活動の強化が望まれます。また、暮らしやすさを感じている人が多い一方で、より安心して暮らすためには「何でも相談できる窓口」の設置や、「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの情報提供の充実」が必要との声が多く寄せられています。在宅生活や介助に関する保健・医療・福祉の連携支援についても、さらなる充実を求める意見が見られます。

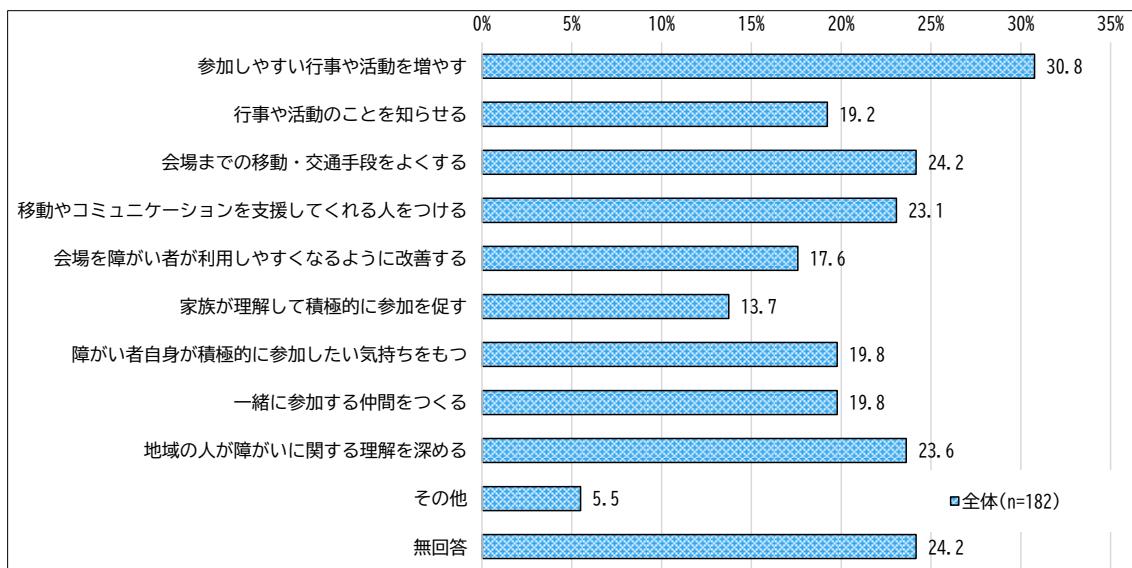
【問45 今後の活動への参加意向】



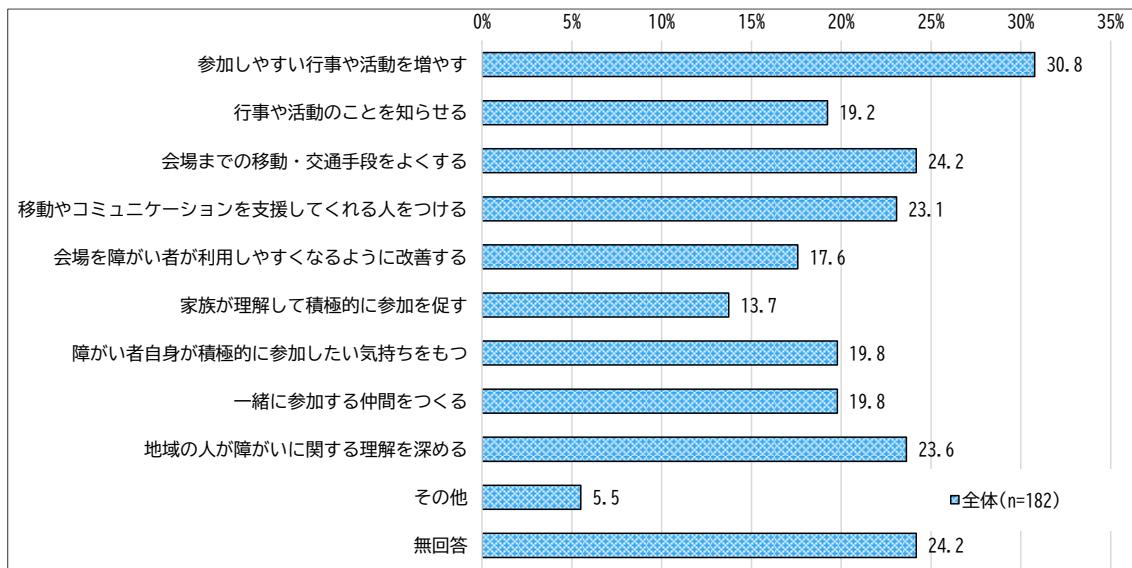
【問46 社会参加の一般的な理解】



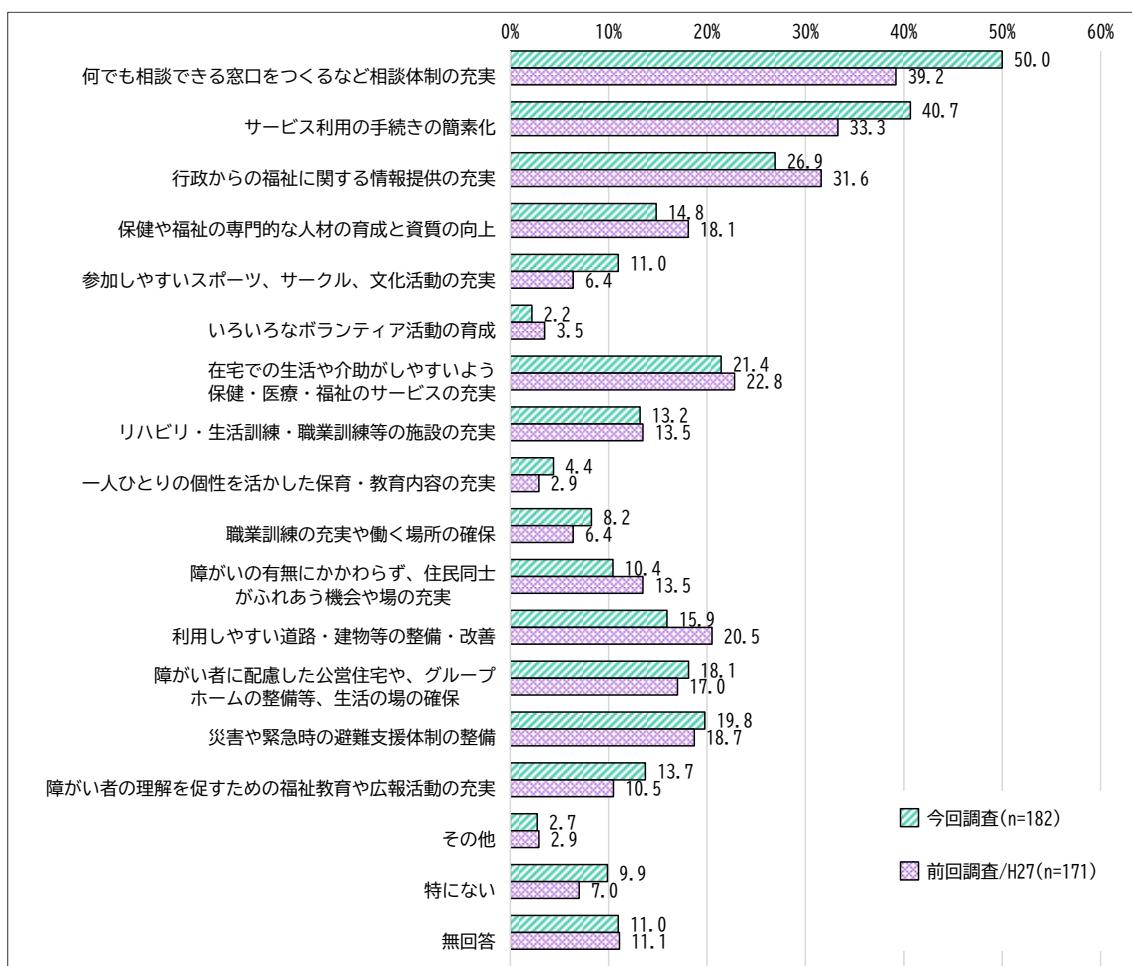
【問47 地域活動に参加するために大切なこと】



【問48 大町町の暮らしやすさ】



【問49 暮らしよいまちづくりに必要なこと（5つまで複数回答）】



4. 前期障がい者計画の検証

<各施策の達成度評価>

平成28年3月策定の「大町町障がい者計画」における施策ごとの目標値の達成状況は次のとおりです。

基本目標1 地域生活の支援体制の充実

【1. 福祉サービスの充実】

悩み事の相談相手として、相談支援事業所等の民間の相談窓口または行政機関の相談窓口を選ぶと答えた方の割合は、平成27年度は5.3%、令和7年度は6.0%と0.7%増加しましたが、目標（25.0%以上）を達成できませんでした。

成年後見制度の名前も内容も知っていると答えた方の割合は、平成27年度は25.7%、令和7年度は20.9%と減少しており、目標（80.0%）を達成しませんでした。

【2. 保健医療サービスの充実】

特定健診の受診率は、平成27年度は32.3%、令和6年度は45.9%（令和7年度は未確定のため）と13.6%増加したものの、目標（65.0%）を達成しませんでした。

基本目標2 自立と社会参加の促進

【1. 福祉教育と交流の推進】

特別支援学級の授業時数は原則として、週の授業時数の半分以上を特別支援学級で受けることが推奨されています。ひじり学園では計画どおりに実施され、目標を達成しました。

【2. 雇用・就労の促進】

町職員の障がい者の雇用率は、法定雇用率を達成しました。

【3. 社会参加の促進】

障がい者スポーツ大会は、杵島郡身体障害者連合会において、毎年、グランドゴルフ大会を開催されており、本町は大会開催にあたり協力を行っているところです。

地域社会での活動でしてみたい活動が特にないと答えた方の割合は、平成27年度は39.2%、令和7年度は34.1%と5.1%減少したものの、目標（10.0%）を達成しませんでした。

基本目標3 バリアフリー社会の実現

【1. 啓発・広報活動の推進】

障がい者福祉への理解啓発回数は、平成27年度は2回、令和7年度は1回（予定）で目標（12回）を達成できませんでした。

ボランティア登録数は、平成27年度は0人、令和7年度は270人で目標（25人）を達成しました。

【2. 生活環境の整備】

外出する時に特に困っていることはないと答えた方の割合は、平成27年度は25.7%、令和7年度は27.5%と1.8%増加しましたが、目標（80.0%）を達成できませんでした。

大町町は暮らしやすい町だと思うと答えた方の割合は、平成27年度は49.1%、令和7年度は58.7%と9.6%増加しましたが、目標（80.0%）を達成できませんでした。

【3. 相互理解の促進】

差別や嫌な思いをした経験があると答えた方の割合は、平成27年度は38.6%、令和7年度は26.3%と12.3%減少したものの、目標（5.0%）を達成できませんでした。

手話通訳者・手話奉仕員等は、平成27年度5人、令和7年度は0人で、目標（10人）を達成できませんでした。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、大町町第5次総合計画において、まちの目指す将来像「創造！～住みやすさを形に～ 絆・ふれあい・元気な町 大町」をめざして、様々な施策を推進しています。

中でも障がい者施策においては、「住み慣れた地域で暮らせる環境づくり」を目標とし、障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいをもって活動していくための環境づくりを進めています。

また、大町町地域福祉計画（2024年度～2028年度）においては、「地域共生社会の実現」を目指す姿とし、年齢や障がいの有無などに関係なく、すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

これらを踏まえ大町町障がい者計画においては、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を基本理念とし、障がい者本人や介護をされているご家族等の支えになるような施策を展開します。

**障がいのある人もない人も
お互いに人格と個性を尊重しながら
住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会**

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次のような基本目標に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

1. 地域生活の支援体制の充実

障がい者が地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

- 相談支援の充実を図り、家族や介護者の負担を軽減するよう努めます。
- 障がい者が自ら選択・決定することができるよう保健・医療・福祉・教育・就労等各分野において、個人の生活への支援に対する必要性に合わせたサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。
- 障がい者の権利擁護や差別意識の解消を推進するため、理解を深めるための啓発を行います。
- 乳幼児期における障がいの早期発見に努め、障がいのある乳幼児・児童・生徒、その保護者に対し、必要な支援や相談環境などの整備を行い、障がい児の育ちを支援する体制の充実に努めます。

2. 自立と社会参加の促進

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

- 一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がい者自身の選択の幅を広げるなど障がい者本人の立場にたった障がい者の主体性・自立性を尊重する町をめざします。
- 障がいの有無にかかわらない町民等での交流機会を図ります。
- 障がい者が様々な分野で活躍できるよう支援します。

3. 安全・安心な生活環境の実現

ノーマライゼーション※の考え方のもと、すべての町民が安全・安心な環境で過ごせる暮らしやすい地域づくりをめざします。

- 障がい者に対する偏見や差別のないまちをめざします。
- 災害時に障がい者等が安全に避難・生活できるよう、名簿整備や関係機関との連携などに努めます。
- 障がい者が、犯罪や消費者トラブルなどから安心して過ごせるよう相談体制の整備や情報提供を行います。
- 各種広報誌やホームページなどによる啓発・広報活動を推進します。
- 住まいや移動などの環境のバリア、情報のバリア等あらゆるバリアを解消し、地域住民への働きかけを強化することにより、安心・安全に暮らせるバリアフリー※社会の推進を図ります。

3. 施策体系

基本目標	基本施策	施策の展開方向
1. 地域生活の支援体制の充実	1. 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 権利擁護の推進
	2. 保健医療サービスの充実	(1) 医療・医学的なリハビリテーションの充実 (2) 精神保健・医療の提供 (3) 難病・医療の提供
	3. 障がい児への支援・教育の充実	(1) 乳幼児期の保健・療育の充実 (2) 障がい児支援の充実 (3) 教育支援体制の充実 (4) インクルーシブ教育※の推進 (5) 就学前保育・教育等の充実 (6) 進路指導体制の充実
2. 自立と社会参加の促進	1. 雇用・就労の促進	(1) 就労支援の推進 (2) 就労体制の充実 (3) 雇用環境の整備
	2. 社会参加の促進	(1) 交流・ふれあいの場づくり (2) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進 (3) 生涯学習機会の充実
3. 安全・安心な生活環境の実現	1. 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発活動の充実 (2) 地域福祉の推進 (3) ボランティア活動の促進
	2. 生活環境の整備	(1) 移動手段の確保 (2) 住宅環境の整備 (3) 生活安全の確保 (4) 災害時体制の整備
	3. 相互理解の促進	(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの充実

第4章 施策の展開

基本目標1 地域生活の支援体制の充実

1. 福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

地域生活支援事業に位置づけられる相談支援事業は、障がい者が地域で自立して生活していくうえで、重要であり、虐待に関する相談や、福祉サービスの利用の相談のみならず、必要な情報提供を行うなど、幅広い要望に対応した相談体制の充実が求められています。また、アンケートの課題にあったように地域で安心して暮らすための相談支援体制の充実が求められています。

本町では、障がい者の相談内容は広範多岐にわたり、専門知識が必要であるため、「障害者相談支援センター」業務を外部委託し、障がい者相談支援専門員による相談窓口を開設しています。

今後も、手帳の有無にかかわらず、様々な障がいや疾病を持った人やその保護者、介護者等から、気軽に悩みや生活課題などの相談に応じ、必要な情報提供を行い、一人ひとりに自らが選択した適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図っていくとともに、相談窓口の周知を強化します。

また、多様な障がい等に対応できる相談支援体制の充実に努め、各種相談機関や専門機関と連携した相談支援の推進に努めます。

施策名	施策内容
杵藤地区自立支援協議会※等障がい者団体との連携強化	杵藤地区自立支援協議会で実施している研修会を今後も継続するなどし、適切な相談・指導が行えるよう、関係職員や各種相談員の研修を強化するとともに、障がい者団体と連携を図ります。
障がい者への相談支援	地域において生活している障がい者の相談に応じるため、障がい者相談支援専門員が訪問による助言を行う他、窓口相談の充実を図ります。
障害者相談支援法に基づく相談支援事業の充実	「障害者相談支援センター」において、ライフステージ※に応じた生活を支援するため、福祉サービス等の利用援助を障がい者等の身近な地域で行い、必要な福祉サービス等が確実に利用できるようにするなど関係機関と連携を図ります。(サービス名・事業概要についてはP41)
障がい者専門相談窓口の周知	広報「おおまち」等を活用し、障がい者専門相談窓口である「障害者相談支援センター」のさらなる周知に努め、町民へのより一層の周知を図ります。

施策名	施策内容
広域的な電話相談の利用周知	佐賀県障害者社会参加推進センターの案内パンフレットの窓口設置及び広報「おおまち」等を活用し、相談窓口である「障害者110番」の周知に努めます。
適切な情報の提供と利用者の支援に対する意向の収集	窓口に来所できない対象者に対しては、「障害者相談支援センター」の障がい者相談支援専門員が対応し、情報の提供と利用者の支援に対する意向の収集を図ります。
障害者虐待防止センター(町福祉課)の推進	障がい者虐待に関する相談、通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。
高次脳機能障害専門相談窓口の周知	高次脳機能障害（疑いの方も含む。）に関する相談を充実するとともに、高次脳機能障害専門相談窓口の周知に努めます。
発達障害者支援センター及び発達障害者（児）専門相談窓口の周知	発達障害者（児）に関する相談を充実するとともに発達障害者支援センター及び発達障害者（児）専門相談窓口の周知に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

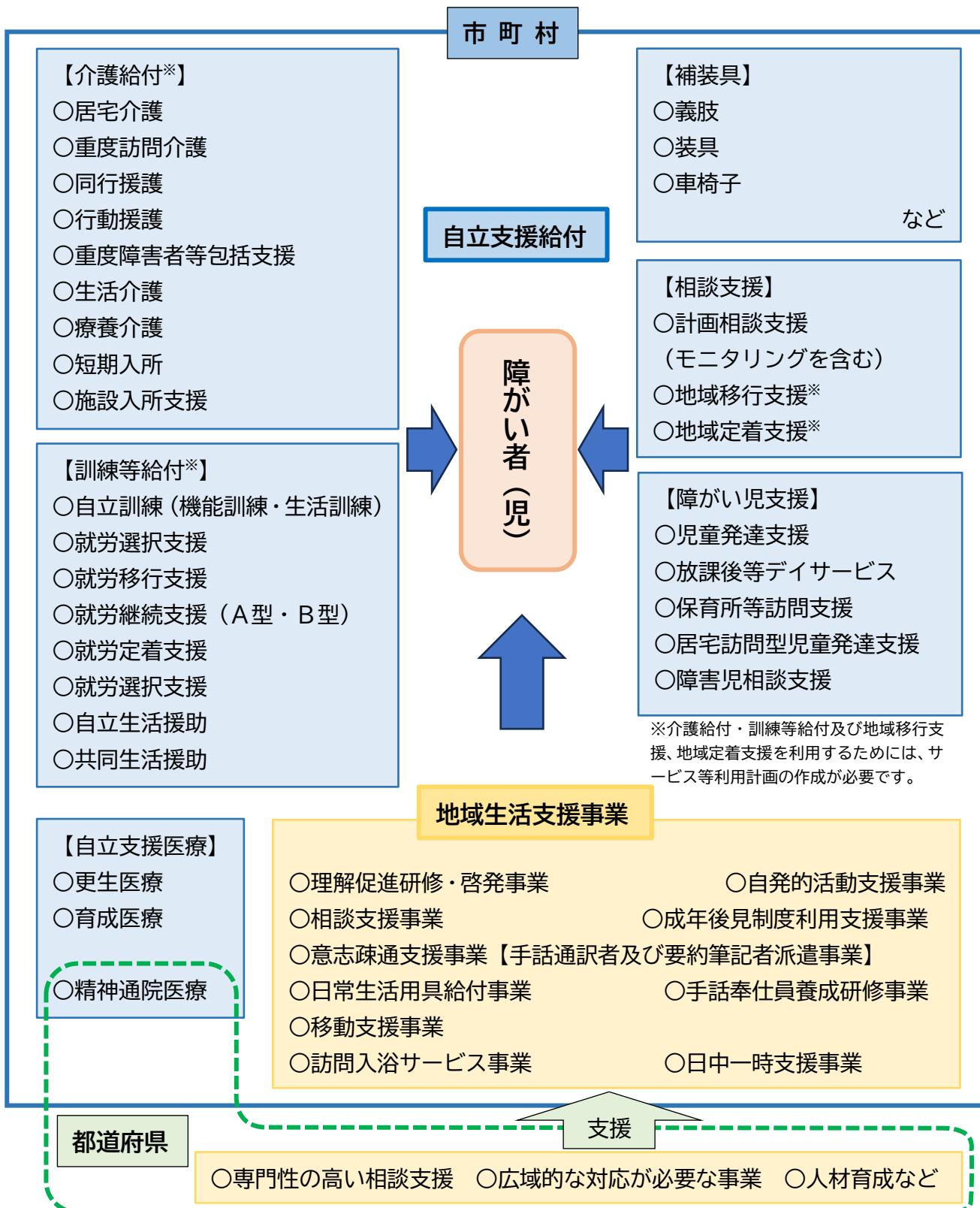
障がい者が、地域で安心して生活し続けられるよう、障がい者の利用意向をふまえ、在宅生活を支援するサービスの提供体制を整備していかなくてはなりません。

そのため、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、「大町町障がい福祉計画」及び「大町町障がい児福祉計画」におけるサービスが必要な方に十分行き届くよう努めます。

施策名	施策内容
障害者総合支援法に基づく 「介護給付」の提供	障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」、「短期入所」等の障害支援区分に応じたサービスの提供に努めます。（サービス名・事業概要についてはP40）
障害者総合支援法に基づく 「訓練等給付」の提供	障害者総合支援法に基づき日中活動系サービスとして位置づけられている「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「共同生活援助（グループホーム等）」の提供に努めます。（サービス名・事業概要についてはP40～41）
障害者総合支援法に基づく 「地域生活支援事業」の推進	障害者総合支援法に基づき町が実施主体となっている「地域生活支援事業」について障がい者の利用意向などをふまえた事業を実施します。 ※「相談支援」や「意思疎通支援事業（手話通訳）」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「日中一時支援」、「訪問入浴サービス事業」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業（サービス名・事業概要についてはP43～44）
地域生活への移行に関する 支援体制の充実	障がい者が望む地域で安心して暮らし続けられるよう、入所施設や病院からの地域移行を支える支援体制を整備します。相談支援機能の強化、グループホームや地域生活支援拠点等の整備、住宅・医療・福祉・就労分野との連携強化を推進し、地域住民への理解促進を図ります。
在宅の難病患者等に対する 支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供とともに、利用者意向の把握に努めます。

【障がい者へのサービスの種類】

◆ 障害者総合支援法による自立支援システムの全体像



①訪問系サービス

サービス名	施策内容
居宅介護（ホームヘルプ） 〔介護給付〕	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護 〔介護給付〕	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護 〔介護給付〕	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 〔介護給付〕	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援 〔介護給付〕	常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

サービス名	施策内容
生活介護 〔介護給付〕	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護 〔介護給付〕	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
短期入所 〔介護給付〕	自宅で介護する方が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をし、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。

③訓練系・就労系サービス

サービス名	施策内容
自立訓練（機能訓練） 〔訓練等給付〕	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練） 〔訓練等給付〕	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援 〔訓練等給付〕	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	施策内容
就労継続支援 A型 [訓練等給付]	一般の企業で就労することが困難な障がい者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力向上のために必要な訓練や職場実習を行います。また、訓練などを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は一般就労に向けた支援を行う事業所です。
就労継続支援 B型 [訓練等給付]	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設です。
就労定着支援 [訓練等給付]	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労選択支援 [訓練等給付]	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望や就労能力、適正に合った選択を支援するサービスです。

④施設系サービス

サービス名	施策内容
施設入所支援 [介護給付]	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

⑤居住系サービス

サービス名	施策内容
共同生活援助(グループホーム) [訓練等給付]	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 [訓練等給付]	施設などの利用者が一人暮らしに移行する際に必要な支援を、定期的に居宅訪問するなどして行います。

⑥相談支援

サービス名	施策内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している方などが、地域における生活へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	自宅で単身生活する方などに、常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

⑦障がい児支援

サービス名	施策内容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、手段生活への適応訓練などを行います。
放課後デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が非常に難しい障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを利用する障がい児に対し、自立した生活を支え、障がい者及び障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。

⑧地域生活支援拠点等

サービス名	施策内容
大町町安心生活支援事業	障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のことです。平成31年4月から杵藤地区管内の市町と連携して、「社会福祉法人たちばな会」の既存資源を利用し、緊急時の短期入所の受け入れを行っています。

⑨地域生活支援事業－必須事業

サービス名	施策内容
障害者相談支援事業	<p>障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービス利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助などをを行う事業です。身近な所でいつでも相談できるよう、社会障害者相談支援センターにおいて、障害者総合相談窓口を設置しており、引き続き電話・来所・訪問相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助に関する業務 ・社会資源を活用するための支援に関する業務 ・社会生活力を高めるための支援に関する業務 ・権利の擁護のために必要な支援に関する業務 ・専門機関の紹介に関する業務 ・その他町長が特に認める業務
意思疎通支援事業	手話通訳及び要約筆記等の方法により、聴覚障がい者（児）等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意志疎通の円滑化により、聴覚障がい者（児）等の社会生活上の利便を図り、聴覚障がい者（児）の福祉の向上を図る事業です。
日常生活用具給付事業	障がい者に対し、日常生活用具（介護・訓練支給用具、自立支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、ストマ装具、排せつ管理支援用具）を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進に役立てる事業です。日常生活用具を必要とする重度障害者等に対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるよう努めます。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者（児）等と交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。聴覚障がい者（児）等への理解促進に努めます。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると町長が認めた障がい者等、または、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。個々の障がい者等の状況などに応じ、タクシー券の配付や、移送サービスなどの事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

サービス名	施策内容
地域活動支援センター事業	在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動の機会の確保充実に努め、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者又は精神障がい者を対象に、町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

⑩地域生活支援事業－任意事業

サービス名	施策内容
日中一時支援事業	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者等で、移送に耐えられない等の事情により生活介護事業所への通所が困難な者に対し訪問による入浴サービスを提供します。
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	自動車運転免許取得費を助成することで、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者手帳所持者の社会参加と自立更生を促進します。また、身体障害者手帳所持者で本人運転者に限り、自動車の手動装置等の一部を改造することにより、障がい者の社会参加を促進する事業です。

(3) 権利擁護の推進

障がい者が地域で安心して自立した日常生活を営むためには、障がいを理由とする差別の解消や、障がい者虐待の防止などの取組が大変重要です。障がい者の虐待の早期発見や早期対応を図り、適切な支援を行えるよう、地域における関係機関等と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

また、障がいの重度化や介助者の高齢化「親亡き後」を見据え、判断能力が十分でない障がい者が、必要な時に適切な支援が受けられるよう、成年後見制度等の周知を図ります。

施策名	施策内容
大町町成年後見支援センターの利用促進	成年後見制度の利用促進を目的とし、要支援者やその家族に対し、制度利用に関する相談や広報・啓発を行います。
虐待ネットワーク※体制の充実	障害者虐待防止センター（大町町福祉課）において、障がい者虐待に関する相談、通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行うとともに、虐待が未然に防げるよう、関係機関との連携を強化します。
障がい者差別解消への取組と合理的配慮の提供	町ホームページ等を通して、障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及・啓発により、町民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。また、配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」や合理的配慮について周知・啓発を図ります。

2. 保健医療サービスの充実

(1) 医療・医学的なりハビリテーション※の充実

障がい者にとって、医療・医学的なりハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するうえで不可欠です。また、障がいのある人もない人も、健康的な生活を送るために、緊急時における医療の確保のみならず、健康の保持・増進のための支援策の充実が必要です。

さらに高齢化に伴う、様々な疾病等への対応や障がいの重度化を予防するため、関係機関との連携を図ることが必要です。

施策名	施策内容
成人保健対策の推進	障がいの原因にもなる生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健康診査の受診を勧奨します。受診後に精密検査等が必要となった対象者には、医療機関への受診勧奨や保健指導、健康新聞、健康講座等の事業を勧奨します。
各種医療費助成※についての周知、利用の促進	障がい者が安心して適切な医療サービスを受けられるよう、各種医療費助成事業について広報「おおまち」、町ホームページ等での周知し、適正な利用の促進を図ります。

(2) 精神保健・医療の提供

全国的に精神障がい者が増加しており、本町においても若干ではありますが、増加傾向にあります。現代社会が複雑化する中で様々なストレスを感じている人が増えていることから、心の健康づくりに関する知識の普及啓発、悩み等を気軽に相談できる相談機関の周知が必要です。

精神障がい者やその家族に対しての支援をするとともに、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

施策名	施策内容
精神保健福祉相談の充実	精神障がいに関する福祉サービスなどの相談を充実するとともに、町精神保健相談、佐賀県精神保健福祉センター（電話：0952-73-5060）等相談窓口の周知に努めます。
精神科救急情報センターの周知	精神疾患のために緊急の医療が必要になった場合、専門職員が救急相談に対応し、必要に応じ当番病院等の紹介を行う精神科救急情報センター（電話：0952-20-0212）の周知に努めます。

(3) 難病・医療の提供

平成25年4月より、障害者総合支援法において「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲の対象疾患（130疾患及び関節リウマチ）の方が対象となっていましたが、平成27年7月より発病の仕組みが解明されておらず、治療方法が確立していない、難病を抱える患者に対して、療養生活の環境を整備することを目的として、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行されました。対象疾患の数は令和7年4月現在376疾患となりました。

障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内の障がい者すべての方が、安心して暮らせるよう、相談に努めます。

施策名	施策内容
難病の方への福祉サービス利用の周知	日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある難病の方が福祉サービスを受けられることの周知に努めます。
難病相談・支援センターの周知	難病患者の方やそのご家族の方からの病気や生活などの悩みや不安の相談窓口である難病相談・支援センター（電話：0952-97-9632）の周知に努めます。

3. 障がい児への支援・教育の充実

(1) 乳幼児期の保健・療育の充実

障がい児については、できる限り早期の段階、特に発達期にある乳幼児に適切な治療や指導訓練を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

本町では、障がいの早期発見や予防のために妊産婦及び乳幼児に対し保健師が健康診査、家庭訪問、相談支援等の母子保健事業を実施しています。健康診査等の結果、発達や発育に支援を必要とする乳幼児や保護者には、専門機関への早期受診等を促し、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期療育を推進します。

今後とも母子保健事業の充実を図るとともに、医療、福祉、教育、子ども・子育て支援施策との連携を密にし、予防、早期発見、療育体制の充実に努めます。

施策名	施策内容
母子保健事業の充実	保健師など専門職員による、健康診査・相談指導・家庭訪問事業などを推進し、疾病などの早期発見、早期治療に努めます。
早期療育と関係機関の連携	子どもの障がいの早期発見に努め、その状態に応じた療育支援ができるよう保健・医療・福祉・教育の関係機関担当者等による体制づくりを推進します。

施策名	施策内容
ハイリスクの妊産婦※の早期支援	妊産婦に対し保健師等が訪問をし、ハイリスクの妊産婦の把握と支援に努めます。
母子保健推進員の連携	乳幼児をもつ母親のよき相談相手である、母子保健推進員との情報共有による連携を強化し、子どもの障がいの早期発見に努めます。

(2) 障がい児支援の充実

サービスが必要な児童に早急に気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。

引き続き、子育て支援施策との連携を図るとともに、利用意向に寄り添った障がい児支援体制の整備促進を図っていきます。

施策名	施策内容
相談支援体制の充実	保育園、小中学校等の教育施設、障害児相談支援事業所等の関係機関が連携し、乳幼児期から特別支援学級等を卒業するまで、障がい児や保護者に対し、成長段階に応じた切れ目のない相談支援を行います。
障害児通所支援の提供	児童福祉法に基づいた障害児通所支援「児童発達支援」、「放課後デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」について利用意向などをふまえた事業を提供するよう努めます。 (サービス名・事業概要についてはP 42)
障害児相談支援の提供	児童福祉法に基づいた障害児相談支援について利用意向などをふまえサービス内容の適切な組み合わせや効果的なサービス提供が行われるよう努めます。 (サービス名・事業概要についてはP 42)
医療的ケア児への支援推進	日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児等が、心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置に取り組みます。

(3) 教育支援体制の充実

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいをもって暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものです。

各種関係機関や専門家との連携をさらに強化し、就学相談や支援体制の充実などを推進します。

施策名	施策内容
就学相談・支援体制の充実	教育委員会における就学相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関や専門家との連携を強化し、きめ細やかな就学相談及び支援を推進します。
特別支援教育就学奨励費	大町ひじり学園の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
職員などに対する福祉教育の強化	町外への研修会や視察への参加など、教職員、行政職員などの研修を充実し、より適切な支援の促進を図ります。
医療機関等との密接な機能連携	障がいの重度・重複化、多様化に対応し、児童・生徒の障がいの程度に応じ、関係医療機関と連携を図り、教育支援委員において適切な判断を行うよう努めます。
思春期事業の充実	思春期の子どもの心と身体の両面の健康を支援できるよう、学校や関係機関と協力し健康教育を実施し、子どもの健康問題全般を内容とした総合的な教育内容の充実を図ります。

(4) インクルーシブ教育システムの推進

障がい児への特別支援教育は、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じた適切な教育ができるようにするとともに、周囲の子どもたちが、障がいへの理解を深めていくことが重要です。

また、特別支援学級（小学校：なかよし、中学校：コラボ）の子どもたちが交流学級で過ごす時間を設け、障がいのある子どもとない子どもとのふれ合いを進めています。しかしながら、アンケートの結果で差別や嫌な思いをした経験のある障がい者は約3割となっており、さらなる障がい者への理解を促す福祉教育の充実が必要です。

教育的な必要性に応じたきめ細やかな支援を行い、就学前のみならず就学後においても計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）等について教育的支援を行うなど、教育・療育に特別の支援が必要な子どもについて、適切な対応を図ります。

また、障がいのある子どもとない子どもとの交流活動を充実させ、本町に住む子どもの社会性や豊かな人間性の育成に努めます。

施策名	施策内容
教育方法・内容の充実	一人ひとりの障がいの程度や特性に応じた適切な教育ができるよう、指導内容や指導方法の改善を図ります。
学校教育における福祉教育の推進	小・中学生を対象に、在宅の障がい者とのふれあいや体験学習をはじめ、福祉施設への訪問活動などを積極的に取り入れ福祉の理解を促進するよう努めます。
交流教育の推進	障がい児と継続的な交流教育を推進するとともに、その方法・内容の充実を図ります。また、将来のボランティア ^{※1} の育成と位置づけ、学年別に福祉教育に特化したカリキュラム ^{※2} 作成を図り、学校教育を通しノーマライゼーションの理念の定着に努めます。
適正な就学支援の充実	教育と保健・福祉の連携を密にし、本人及び保護者の意向、障がいの状況をふまえた適正な就学支援に努めます。
教職員の指導力の向上	障がい児が、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの状況をふまえ支援体制の充実を図るため、関係機関との連携を密にし、各種研修の促進に努めます。
特別支援教育に対する理解の促進	参観日などを通して、特別支援教育に対する理解促進を図るとともに、学校だよりなどの広報媒体を活用して、地域に開かれた教育活動を促進していきます。
学校施設でのバリアフリー化	障がい児が安全で安心な学校生活を過ごせるよう、実態にあった施設・設備の整備を実施していきます。
特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な支援	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても適切な指導に努めます。

(5) 就学前保育・教育等の充実

障がい児が、自分の能力や個性を最大限に伸ばすことができるようとする保育・療育・教育のためには、個人の障がいの状態や支援の意向に対しきめ細やかな支援が必要です。

子ども一人ひとりの特性に応じ、また成長に適応した一貫性のある保育・療育・教育となるよう関係機関、子ども・子育て支援施策との連携を密にし、さらなる充実に努めます。

施策名	施策内容
保育園での障がい児の受け入れ	乳幼児の障がいの状況や家庭の事情及び地域性などに応じた適切な進路の選択が可能となるように情報提供し、今後とも保育園での障がい児の受け入れが図れるよう努めます。
保育環境の整備	充実した障がい児保育活動を構築するために、保育環境の整備推進に努めます。
療育に関する相談や指導の充実	在宅で障がい児を養育している家庭を支援するため、専門相談（発達障害者支援センター、発達障害児（者）専門相談窓口）などとの連携を図りながら、療育に関する相談や指導などに努めます。
障がい児の療育や相談・指導等の支援	専門支援機関との連携により、自閉症などの特有な発達障がいのある子ども、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある子どもに対する療育や相談・指導などの支援の充実を図ります。
教育相談の推進、教育環境の整備	発達の遅れや障がいのある幼児の教育に関し悩みを抱える保護者に対して、関係機関と連携し教育相談を推進します。
乳幼児期から学齢期への円滑な移行	療育関係機関と幼児教育・保育施設、学校等との連携を密にし、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。

(6) 進路指導体制の充実

障がい児が、将来社会の中で自分の能力や個性を生かし、自立した生活を送ることができるよう、その能力を最大限に伸ばす教育環境の整備が求められます。

本人や保護者の意向を尊重し、教育の機会を制限する要因をできる限り解消するとともに、多様な学びの選択肢を確保することで、一人ひとりが将来に向けた能力を育むことができる支援を推進します。

施策名	施策内容
各ライフステージにおける学びの推進	障がい児が将来の自立と社会参加を見据えて、自分らしく学び、働き、生きる力を育むことができるよう、早期からの将来設計を意識した支援を充実させ、本人・保護者・関係機関が共に考える仕組みづくりを推進します。
進路指導の充実	障がい児が地域社会で自立し、希望や特性に応じた進路を選択できるよう、学校・家庭・福祉・就労支援機関が連携し、発達段階に応じた進路指導と体験的学習の機会などの充実に努めます。

基本目標2　自立と社会参加の促進

1. 雇用・就労の促進

(1) 就労支援の推進

障がい者の自立生活や社会参加を促進するためには、障がい者自身が生きがいをもって生活できる状況をつくることが重要です。

アンケートの結果では、現在一般就労している人は限られていますが、福祉的就労も含めた多様な働き方ができる環境をさらに充実していくこと、また就労した後の支援を充実していくことが必要です。

現在、障がい者の就労に関しては、佐賀県就労支援室で取組をしており本町独自での取組は行っていませんが、関係機関との連携を密にし、障がい者が安心・安全に働く就労環境の整備に努めます。就業・生活支援センターでは就職後も継続して支援しています。

(2) 就労体制の充実

アンケートの結果から、障がい者が仕事をする上で必要なこととして、「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が多くなっています。

地域の足の確保の検討や障がい者やその家族に対しての相談窓口、障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人たちばな会）との連携を強化し、障がい者就労体制の充実に努めます。

施策名	施策内容
就労相談の充実	障がい者やその家族に対しての相談窓口、障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人たちばな会 電話：0954-62-3060）の周知に努めます。センターでは就業後も対象者の相談に応じています。

(3) 雇用環境の整備

アンケートの結果から、障がい者が仕事をする上で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、が最も多くなっており、職場での障がいに対する理解を深め、障がい者が安心して就労できるよう就労環境の整備や職場定着ができるよう促進します。

施策名	施策内容
町職員の障がい者の雇用促進	町職員の新規任用にあたっては、法の趣旨に鑑み積極的な任用に努めます。
障がい者の雇用の働きかけ	企業・団体などと連携し、障がい者の雇用についての働きかけについて検討します。

2. 社会参加の促進

(1) 交流・ふれあいの場づくり

障がい者やその家族との交流やふれあいを通じて、障がいの有無にかかわらずお互いに理解し合い、地域で支え合う社会を築いていくことが求められます。

障がいや障がい者に対する差別や偏見といったことを解消する「心のバリアフリー」を町民一人ひとりが意識し、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策を推進します。

施策名	施策内容
福祉教育の促進	幼少期から障がいのある人と触れ合い、交流することでノーマライゼーションの理念の定着を図り、「福祉の心」を育みます。
地域での交流機会の促進	地域のイベント・行事等について、障がいの有無に関係なく気軽に参加できる交流を促進し、障がいや障がい者に対する理解を図ります。
ふれあいの場の充実	地域における障がい者と住民の交流について、日常的な関わり合いの中で一人ひとりの生活状況に応じた交流ができるよう、気軽に集まり、相談もできるような場や機会の充実を図ります。

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション※の参加促進

障がい者が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて仲間づくりを支援していくことが重要です。

また、文化・スポーツ・レクリエーションの機会を通じ、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

施策名	施策内容
障がい者スポーツの普及と参加機会の拡充	障がい者が気軽に参加できるスポーツの振興や誰もが気軽に楽しめるスポーツ等の普及を支援し、スポーツを通じたボランティアとの交流を促進します。
レクリエーション活動の支援	障がい者のレクリエーション活動を支援するために、誰もが参加できる機会の充実と指導体制の整備に努めます。

(3) 生涯学習機会の充実

生活の質を向上させるうえで、生涯学習活動は重要な役割を果たします。充実を図るためには、障がいや年齢にかかわらず、すべての人が地域社会の中で同じように生活し、活動できることをめざし、各領域の学習希望者に対する支援と情報提供の充実により、活動の幅を広げる必要があり、子どもから大人まで障がいのある人との人が一緒に生涯学習活動を行う機会を設けることで、障がいに対して理解を深めるよう努力します。

これからも、住み慣れたまちで豊かな生活を送れるよう「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯学習活動に参加できる体制を整え、障がい者の学びたい気持ちへの積極的な支援をしていきます。

施策名	施策内容
障がいの状態に合わせた学習情報の提供と相談体制の充実	それぞれの障がいの状態に合わせた情報提供の充実に努めます。また、関係機関と協力し、相談体制の充実に努めます。

基本目標3 安全・安心な生活環境の実現

1. 啓発・広報活動の推進

(1) 啓発活動の充実

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーション社会を実現するためには、お互いを尊重し、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。ノーマライゼーションの理念は一般の方に徐々に根付いてきているものの、いまだ理解が不十分な人もいます。住み慣れた地域で障がい者が暮らしていくには、町民一人ひとりが障がい者やノーマライゼーション理念が正しく理解ができるよう、様々な機会と啓発手段を利用し「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

このためには、行政だけでなく、企業、ボランティア等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なことです。

お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による交流活動や啓発活動を推進します。

施策名	施策内容
障がい者福祉への理解と啓発	広報「おおまち」など各種広報誌を活用し、障がい者福祉への理解と啓発に努めます。
障害者週間※事業を中心とした啓発事業の展開	障がい者に対する理解と認識を深め、「ノーマライゼーション」理念の一層の定着を図るために、「障害者週間」事業を中心に啓発事業を展開します。
心のバリアフリーの推進	障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の町民が心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。
障がい者の人権尊重の立場にたった町民意識の向上	障がい者の自己決定の尊重や、障がい者問題についての正しい理解の普及など、人権尊重の立場にたった町民意識の向上に努めます。

(2) 地域福祉の推進

障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、共に暮らす社会を実現するためには、日常的な出会いの場で交流することが重要となります。

また、障がい者の社会参加をしやすくするために町の事業だけに頼らず、地域ぐるみでの移動手段の確保を検討したり、既存の外出支援の周知など「協働」が重要です。

地域のお祭りなど、町民の交流の場となる各種行事への障がい者の参加促進となるよう、地域と連携し環境整備に努めるとともに、障がい者が主体的に参加する行事についても、町民の誰もが参加できるような積極的な周知を行います。

施策名	施策内容
地域に根ざした福祉活動の促進	地域の民生委員・児童委員、ボランティア、各種福祉団体等、地域福祉の担い手や関係団体のネットワーク化を促進し、公民館などの身近な拠点を利用し町民が主体となる地域サロンの実施や、町民が参加しやすい活動を促進します。
地域での情報確保の体制づくり	地域での情報を確保するため、関係機関の情報を共有するため、杵藤地区自立支援協議会との連携を強化し、拠点づくりとネットワーク化を促進します。

(3) ボランティア活動の促進

地域福祉においては、ボランティア団体などとの「協働」が不可欠であり、地域において障がい者の自立支援を図っていくうえで、障がい者の様々な活動を支援し、共に歩むボランティアは重要な役割を担うこととなります。ボランティア登録についてのさらなる周知が必要です。

施策名	施策内容
ボランティアの育成	在宅福祉サービス充実の基盤となる住民のボランティア活動の多様な参加を促進するとともに、その育成・研修体制の充実を図ります。
ボランティア活動への側面的支援	ボランティア団体やNPOを育成するため、活動への援助の充実を図り、団体間の情報共有を含めた交流の機会を提供し、ネットワークの充実を図ります。

2. 生活環境の整備

(1) 移動手段の確保

アンケート調査での外出時困っていることについては、「公共交通機関の便数が少ない」、「駅やバス停までが遠い」が多くなっており、公共交通機関等、地域の足の充実が求められています。

こうした状況をふまえ、障がい者の移動手段を確保するために、外出支援サービスなどのサービスを継続し、障がい者をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう、整備・改善に努めます。

施策名	施策内容
外出支援サービスなどの充実	一般車両による移動が困難な高齢者及び身体障がい者等を対象とした、福祉車両による「福祉有償運送サービス」や福祉タクシー券の助成をし、障がい者の外出を支援します。
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく同行援護、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業、自動車改造費助成事業を推進します。 (サービス名・事業概要についてはP39・40・43・44)
身障者用駐車場の確保	歩行が困難な障がい者(児)、高齢者などが、公共施設を利用する際の駐車場の確保に努めるとともに、必要な方が必要なときに利用できるよう、適切な利用を促進します。ケガなどの理由で一時的に歩行が困難な方でもご利用できるパーキングパーミット制度※についても周知に努めます。

(2) 住宅環境の整備

アンケート調査では障がい者の約9割は在宅で生活しており、今後の生活についても、在宅での生活を希望する傾向が強い結果となっています。

しかし、自宅での生活が困難な人にとっては、地域での自立生活を支援するための住まいの場の提供が不可欠です。特に、知的障がい者や精神障がい者にとっては、暮らしの拠点を確保することが、施設入所から地域への移行を支援・促進するうえで重要となります。

また、在宅で生活する障がい者自身の高齢化や重症化、介護者の高齢化、親亡き後を心配する障がい者の親の不安等をふまえ、今後はグループホーム等の施設面のみならず、住宅環境の整備は重要です。

今後も、ユニバーサルデザイン※の考え方のもと、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮された住宅環境の整備に努めます。

施策名	施策内容
障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援	地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担の軽減を行います。また、サービスについての周知に努めます。 (サービス名・事業概要についてはP43)
各事業の効果的な運用と利用の促進のための広報活動の充実	日常生活用具給付事業及び生活福祉資金貸付事業などの効果的な運用と利用の促進を図るため、広報活動の充実に努めます。
障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の確保	障害者総合支援法に基づく施設入所支援やグループホームなど障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスを推進します。(サービス名・事業概要についてはP41)
すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン※の施設づくり	障がい者をはじめ、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくりをめざします。
一般住宅の確保の支援	公営住宅への入居など、町の住宅施策との連携・調整による障がい者の住宅確保に努めます。

(3) 生活安全の確保

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を解消し、安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

また、障がい者や高齢者をはじめ、町民が悪質商法などの被害にあわないように、地域の住民や警察署との連携や、障がい者に対する防犯知識の普及や防犯に関する相談、また、被害にあってしまった後の相談などの各種相談体制の整備や支援体制の充実に努め、安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯体制の整備を図ります。

施策名	施策内容
障がい者の利用に配慮した公共施設の整備推進	障がい者や障がい者関係団体の意見をふまえながら、スロープ※や多目的トイレ（障がい者用トイレ）などを設置し、障がい者の利用に配慮した公共施設の整備に努めます。
防犯体制の整備と防犯知識の普及	障がいのため判断能力の不十分な人が、犯罪にあわないよう、関係機関などとの連携による各種相談支援体制の整備や防犯知識の普及を検討します。
消費者トラブルの防止	障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報おおまちやパンフレット等を用いて、悪質商法等に加え、SNS やインターネットを介した消費者被害に関する情報提供を行うとともに、成年後見制度など権利擁護のための案内を行います。
補助犬を同伴して施設を円滑に利用できるようにするための情報提供、理解の促進	障がい者が、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、理解の促進に努めます。
選挙における投票環境の充実	投票所出入り口の段差にスロープを設置するなど、投票所において障がい者が投票しやすい環境整備に努めるとともに、点字投票や代理投票、郵便等による不在者投票制度などについて、周知し、障がい者が選挙に参加する機会を保障します。

(4) 災害時体制の整備

障がい者の災害時の不安を解消するために、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難先での安心を確保しておくことなど、地震や火災などの災害による被害を防ぐ対策が必要です。

今後は、防災対策について関係各課や地域の関係団体、組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりを図ります。

施策名	施策内容
災害時要支援者の安全を確保するための生活支援の体制整備	防災関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した避難所の整備等、被災後の生活支援体制の充実に努めます。
避難先で必要な介護を受けられる体制の確保	災害時における障がい者などに配慮した避難所などの確保や障がい者関係団体や各関係機関、ボランティアなどと連携し、避難先で必要な介護を受けられる体制を検討します。
避難行動要支援者名簿の周知と関係機関との連携	避難行動要支援者名簿の周知に努めます。さらに名簿の整備を行い、各情報の定期的な更新・修正等を行い、警察、消防団、民生委員・児童委員等と情報共有し、地域全体で見守る連携体制の構築を図ります。
NET119 緊急通報システム	スマートフォンなどから通報用 WEB サイトにアクセスして音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防へ通報を行えるシステムの普及促進を図ります。

3. 相互理解の促進

(1) 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者は、情報の収集・利用などに大きな支障があるため、地域で自立した生活を送るためにには、コミュニケーション手段の確保が必要となります。

意思疎通支援事業は、地域生活支援事業の必須事業となっています。

今後は、広報誌等により意思疎通支援事業についての周知を図るとともに、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

施策名	施策内容
障害者総合支援法に基づく奉仕員研修事業	杵藤地区（圏域）内で手話奉仕員等の養成に努めます。
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業	地域生活支援事業に位置づけられる意思疎通支援事業として、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、障がい者と他の人のとの意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。 (サービス名・事業概要についてはP43)

施策名	施策内容
コミュニケーション支援のあり方についての検討	電話リレーサービス※の周知を図るとともに、周囲とのコミュニケーションをとることが困難な人に対する適切な対応方法など、引き続きコミュニケーション支援のあり方について検討します。

(2) 情報アクセシビリティの充実

本町では、毎月1回広報「おおまち」を発行し、各戸配布しています。このほか町民生活に密着したサービスや行事、町政などに関する情報については、インターネット※のホームページ、公式SNS、防災無線を通じて情報発信しています。

アンケート調査での、障がいのことや福祉サービスの情報の入手先については、行政機関の広報誌での情報を入手する方は2割となっています。

障がい者や介護者の方へ必要な情報が的確に提供できるよう、わかりやすい工夫を行った情報提供に努めます。

施策名	施策内容
情報発信方法の検討	町ホームページや公式SNS等のインターネットを活用した、情報発信を行っています。
聴覚障がい者に対する情報提供などの充実の検討	聴覚障がい者に対して、文字表示機能付き個別受信機を貸与しています。
障害者ハンドブック※を活用した情報提供の充実	佐賀県が発行している障害者ハンドブックを活用し、障がい者の生活に必要な情報を提供します。
説明会や研修会においての情報提供	関係機関の説明会や研修会において、情報提供を行い、関係機関との情報共有に努めます。
情報アクセシビリティの向上	行政情報や地域情報への情報取得機会の向上を図るため、ICTの活用や多様な手段の提供により、情報利用におけるバリアフリー化の環境整備に努めます。
町ホームページのユニバーサルデザイン化の推進	障がい者を含めた全ての町民にとって利用・理解しやすいホームページとなるよう、ホームページ上の文章の文字拡大・縮小、背景色や文字色の変更等のユニバーサルデザイン化を推進します。

◆ 目標値 ◆

基本目標1 地域生活の支援体制の充実

【1. 福祉サービスの充実】

目標指標	令和7年度	令和17年度
成年後見制度の名前も内容も知っている方の割合の増加 (アンケート問39より)	20.9%	⇒ 25.0%
障害者差別解消法の名前も内容も知っている方の割合の増加 (アンケート問41より)	8.8%	⇒ 10.0%

【2. 保健医療サービスの充実】

目標指標	令和7年度	令和17年度
特定健診の受診率上昇	45.9%	⇒ 50.0%

【3. 障がい児への支援・教育の充実】

目標指標	令和7年度	令和17年度
児童発達支援センターの設置	2か所	⇒ 2か所
保育所等訪問支援の体制整備	3か所	⇒ 3か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	⇒ 3か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	⇒ 1人

基本目標2 自立と社会参加の促進

【1. 雇用・就労の促進】

目標指標	令和7年度	令和17年度
仕事をする上で不安や不満を感じることがない方の割合の減少 (アンケート問27より)	30.3%	⇒ 29.0%

【2. 社会参加の促進】

目標指標	令和7年度	令和17年度
交流学級実施回数	随時(毎日)	⇒ 隨時(毎日)
隣近所とのつきあいがある割合の増加 (アンケート問15より) 「大変親しいつきあい」の割合	19.8%	⇒ 20.0%
障がい者スポーツ大会開催回数	1回	⇒ 1回

基本目標3 安全・安心な生活環境の実現

【1. 啓発・広報活動の推進】

目標指標	令和7年度	令和17年度
障がい者福祉への理解啓発回数	1回	⇒ 1回
障害のある方の地域活動や就職等の社会参加についての理解度の増加（アンケート問46より）	11.5%	⇒ 12.0%

【2. 生活環境の整備】

目標指標	令和7年度	令和17年度
外出する時に特に困っていることはない障がい者の割合の増加（アンケート問19より）	27.5%	⇒ 30.0%
避難行動要支援者名簿についての認知度の増加（アンケート問44より）	12.1%	⇒ 15.0%
大町町は暮らしやすい町だと思う方の割合の増加（アンケート問48より）	58.7%	⇒ 60.0%

【3. 相互理解の促進】

目標指標	令和7年度	令和17年度
差別や嫌な思いをした経験のある方の割合の減少（アンケート問37より）	26.3%	⇒ 20.0%

第5章 推進体制・連携の強化

1. 計画の推進体制

(1) 関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画を推進し、障がいのある人が地域で自立した生活を営み、社会に参加していくためには、障がい福祉サービス・障がい児等に関するサービスの提供体制の確保や、相談支援体制の構築及び充実、そして地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制が必要です。そのため、行政による対応だけでなく、町民をはじめ、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者団体、NPO、ボランティア等との連携を図ります。

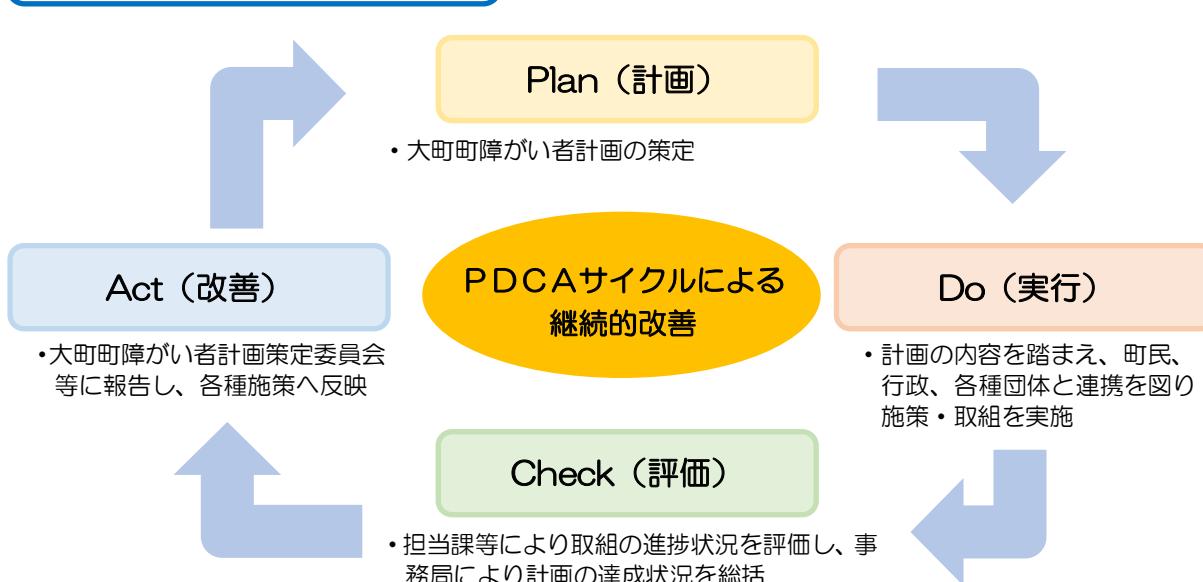
(2) 庁内の推進体制の整備

障がいのある人の高齢化や重度化、障がい特性の多様化により、当人やその家族が抱える課題が、複雑化・複合化している場合があり、分野を越えた総合的・包括的な相談支援体制やサービスの提供体制が必要とされています。そのため、福祉、保健、医療、教育、住宅、まちづくり等の多岐にわたる庁内の関係部署と情報を共有し、課題への対策や取組の推進について、連携を図り、協働の場、仕組みづくりを進めます。

(3) P D C A サイクルによる計画の推進

P・D・C・Aの考え方に基づき、計画の進捗状況を随時評価するとともに、必要な見直しを行い、本町における障がい者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ



資料編

1. 用語集

■ I C T

情報通信技術。パソコンやスマホ、インターネットなどを使った情報のやりとりや支援。

■ P D C A サイクル：

計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) を繰り返す方法。施策の見直しや改善に使用する。

■ インクルーシブ教育：

障がいのある子もない子も、できるだけ同じ場で学び合う教育のこと。互いの理解と共生意識を育てることが目的。

■ インターネット：

コンピューター間の接続によるつながり。

■ 各種医療費助成：

重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療（更生医療）などがある。

■ カリキュラム：

目的に合わせた教育内容や学習支援などの計画。教育課程のこと。

■ 杵藤地区自立支援協議会：

武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町の3市4町で構成され、総合相談窓口に寄せられた相談を、地域で解決していくために行われる実務者レベル定例会議を主体とする協議会。令和7年度の研修は「成年後見制度の研修」、「義務教育終了後の支援」、「中核機能を担う施設を知ろう」を開催した。

■ 合理的配慮：

障がいのある人が社会生活において、平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮。

■ 社会的障壁：

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

■ 障害者週間：

毎年12月3日から12月9日までの1週間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開している。

■ 障害者ハンドブック：

障がい者に対し各種施策・制度のあらましを知つていただくために佐賀県が作成した冊子。大町町役場、大町町総合福祉保健センター美郷などで配布。

■ 情報アクセシビリティ：

障がいのある人を含むすべての人が、必要な情報に支障なくアクセスできる状態。文字の大きさや色、音声読み上げなど、情報の受け取り方に配慮した工夫が含まれる。

■ スロープ：

傾斜面、斜面、勾配のこと。

■ 電話リレーサービス：

聴覚や発語に困難のある人と、きこえる人の間でリアルタイムに通話を可能にするサービス。

■ ネットワーク：

人間や組織などによるつながり。

■ ノーマライゼーション：

障がいのある人もない人も、同じように地域で普通に暮らせる社会を目指す考え方。

■ ハイリスクの妊産婦：

年齢、持病の有無、前回の妊娠・出産の経過、胎児の数（多胎妊娠）、妊娠中の母体・胎児・胎盤の状態などで妊娠やお産に危険を伴う可能性のある妊産婦。

■ バリアフリー：

障がいのある人が生活しやすいよう、物理的・制度的・情報的な障壁（バリア）をなくす取組。

■ パーキングパーミット制度：

県が身障者用駐車場の利用にあたり、県内に共通する利用証を交付し、駐車スペースを確保するもので、県が協定を結んだ施設の専用駐車場で利用することができる制度。

■ ボランティア：

自主的に社会活動などに参加し、奉仕活動をする人や奉仕活動のこと。

■ ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違いや障がい等に関わらず利用することができる施設・製品・情報等の設計。

■ ライフステージ：

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階。

■ リハビリテーション：

病気、怪我、老化など様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、訓練などの支援を行っていくこと。

■ レクリエーション：

娯楽、余暇活動などを楽しむこと。

2. 大町町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 19 年 1 月 4 日規程第 1 号)改正 平成 27 年 7 月 24 日規程第 22 号
平成 28 年 3 月 23 日規程第 23 号

(設置)

第 1 条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく大町町障害者福祉計画(以下「障害者計画」という。)及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく大町町障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定する組織として、大町町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画策定の手順に関すること。
- (2) 障害者計画書及び障害福祉計画書の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定のために必要なこと。

(委員)

第 3 条 委員会は、10 名以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 民生児童委員協議会の代表
- (3) 障害者福祉施設の代表
- (4) 福祉施設の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月24日規程第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月23日規程第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3. 大町町障がい者計画策定委員名簿

所属	氏名	区分	委員長	副委員長
大町町議会	藤瀬 都子 ふじせ みやこ	議会代表	○	
大町町身体障害者交友会	宮田 美由紀 みやた みゆき	障害者団体代表		
大町町手をつなぐ親の会	古賀 克彦 こが かつひこ	障害者団体代表		
大町町民生委員児童委員協議会	武村 宣子 たけむら のぶこ	民生委員協議会代表		○
特定非営利活動法人 ふれあい	山口 勝 やまぐち まさる	障害者福祉施設代表		
社会福祉法人たちばな会	手島 蘭子 てしま らんこ	障害者福祉施設代表		
杵藤保健福祉事務所	田崎 直美 たさき なおみ	関係行政機関の職員		
武雄公共職業安定所	坂井 麻里 さかい まり	関係行政機関の職員		
大町町教育委員会	尾崎 達也 おざき たつや	教育関係者代表		

4. 障害者ハンドブックの主な相談窓口等（令和6年度）

◆相談窓口

名称	所在地	電話番号 FAX番号
大町町障害者相談支援センター	〒849-2101 大町町大字大町 5000 番地	0952-71-3050 0952-71-3051
障害者相談員*	障害者相談員への相談を希望される場合は大町町福祉課福祉係にお問い合わせください。	
身体障害者更生相談所		
知的障害者更生相談所(18歳以上)	〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 8-5	0952-26-1212 0952-23-4679
中央児童相談所(18歳未満)		
佐賀県精神保健福祉センター	〒845-0001 小城市小城町 178-9	0952-73-5060 0952-73-3388
佐賀県精神科救急情報センター		0952-20-0212
高次脳機能障害専門相談窓口(拠点機関)	佐賀大学医学部附属病院 リハビリテーション科内	0952-34-3293
高次脳機能障害専門相談窓口(相談支援機関)	佐賀県高次脳機能障害者相談支援センター「らむ」 (一般社団法人「らむ佐賀内」)	0952-60-2636
佐賀県難病相談・支援センター	〒840-0804 佐賀市神野東 2-6-10	0952-97-9632 0952-97-9634
佐賀県地域生活定着支援センター	〒849-0935 佐賀市八戸溝 1-15-3	0952-97-8171 0952-97-8172
佐賀県消費生活センター(佐賀県くらしの安全安心課)	〒840-0815 佐賀市天神三丁目 2番 11号 アバンセ 3階	0952-24-0999
佐賀県交通事故相談所(佐賀県くらしの安全安心課)		0952-25-7061
佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 40-1	0952-97-8236

*障害者相談員：身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者社会復帰推進員が障害者相談員として相談業務を委託されています。これらは身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定などに基づき、市町長などが相談員業務を委託しているものです。(精神障害者社会復帰推進員は佐賀県精神保健福祉連合会に委託) 自らも障害のある方(身体障害者相談員の場合)やその家族の方(知的障害者相談員、精神障害者社会復帰推進員の場合)で、障害者福祉に深い理解と関心をお持ちです。相談内容や身上に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

◆障害者110番

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀県障害者社会参加推進センター（佐賀県身体障害者福祉会館内）	〒840-0851 佐賀市天祐一丁目8番5号	0952-24-8110

◆障害児等療育支援事業

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町金立 2215-27	0952-98-2211
若楠児童発達支援センター	鳥栖市弥生が丘 2-134-1	0942-83-1121
くろかみ学園 児童発達支援センター	武雄市橋町片白 8974	0954-22-5601
多機能型支援センターそら	鹿島市中村 1990	0954-68-0235
佐賀県療育支援センター	佐賀市大和町尼寺 1231-1	0952-62-2131

◆発達障害者支援センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号
発達障害者支援センター「結」 (生活介護事業所「朝日山学園」に併設)	〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷 3300 番地1	0942-81-5728 0942-81-5729

◆発達障害児（者）専門相談窓口

名称	所在地	電話番号 FAX番号
（特非）それいゆ専門相談 窓口担当 (月～金曜日 10時～17時)		0952-37-0250

◆障害者就業・生活支援センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号
社会福祉法人たちばな会	〒849-1311 鹿島市大字高津原 5046	0954-62-3060

◆関係機関一覧

名称	所在地	電話番号 FAX番号
大町町福祉課	〒849-2101 大町町大町 5000	0952-82-3185 0952-82-3060
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-22-2103 0954-22-4573

◆協議会

名称	所在地	電話番号 FAX番号
杵藤地区自立支援協議会	太良町福祉課（令和7年度※）	

◆県社会福祉協議会

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀県社会福祉協議会	〒840-0815 佐賀市天神 1-4-15 Fukku/ふっく内	0952-23-2145 0952-25-2980

◆日本年金機構

名称	所在地	電話番号 FAX番号
武雄年金事務所	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 43-6	0954-23-0121 0954-23-8249

◆障害者職業センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀障害者職業センター	〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 8-5	0952-24-8030 0952-24-8035

◆公共職業安定所

名称	所在地	電話番号 FAX番号
武雄公共職業安定所	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 39-9	0954-22-4155 0954-22-4862

※ 杵藤地区自立支援協議会は、武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町の3市4町で構成されているため、各年度で担当市町が変わる。令和7年度は太良町。

◆特別支援学校

名称	所在地	電話番号 FAX番号
県立盲学校 (幼・小・中・高・専)	〒840-0851 佐賀市天祐1-5-29	0952-23-4672 0952-25-7044
県立ろう学校 (幼・小・中・高)	〒849-0936 佐賀市鍋島町大字森田321	0952-30-5368 0952-34-1043
県立金立特別支援学校 (小・中・高)	〒849-0906 佐賀市金立町大字金立2339-2	0952-98-1135 0952-71-8001
県立大和特別支援学校 (小・中・高)	〒840-0213 佐賀市大和町大字久留間3353	0952-62-1221 0952-51-2009
県立中原特別支援学校 (小・中・高)	〒849-0101 三養基郡みやき町大字原古賀7262-1	0942-94-3575 0942-81-8002
県立中原特別支援学校 鳥栖田代分校 (小・中)	〒841-0015 鳥栖市田代上町301-1	0942-81-4884 0942-81-4883
県立伊万里特別支援学校 (小・中・高)	〒848-0023 伊万里市大坪町丙1427	0955-23-8554 0955-20-1005
県立唐津特別支援学校 (小・中・高)	〒847-0002 唐津市山本788-12	0955-78-2394 0955-70-3350
県立うれしの特別支援学校 (小・中・高)	〒849-1425 嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1	0954-66-4911 0954-66-4936
佐賀大学文化教育学部 附属特別支援学校 (小・中・高)	〒840-0026 佐賀市本庄町大字正里46-2	0952-29-9676 0952-28-3850

※凡例 幼：幼稚部、小：小学部、中：中学部、高：高等部、専：専攻科

◆障害者（児）福祉関係団体

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀県障害者社会参加推進センター	〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-29-1226 0952-29-3918
一般社団法人 佐賀県身体障害者団体連合会	〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-29-3825 0952-29-3918
一般社団法人 佐賀県視覚障害者団体連合会	〒840-0815 佐賀市天神1-4-16	0952-29-7326 0952-60-1638
一般社団法人 佐賀県聴覚障害者協会	〒840-0826 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階	0952-22-7307 0952-22-7307
佐賀県脊損会	〒840-0032 佐賀市末広二丁目-13-29	080-3961-4997
特定非営利活動法人 佐賀県腎臓病協議会	〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-22-9656 0952-22-9656

名称	所在地	電話番号 FAX番号
佐賀県喉友会	〒848-0123 伊万里市黒川町大黒川 1470-44	0955-27-0211
(公社) 日本オストミー協会 佐賀県支部	〒840-0851 佐賀市天祐 1-8-5	0952-65-5855 0952-65-5855
一般財団法人 佐賀県手をつなぐ育成会	〒840-0851 佐賀市天祐 1-8-5	0952-29-7342 0952-29-7342
佐賀県身体障害児者施設協議会	〒840-0021 佐賀市鬼丸町 7-18 佐賀県社会福祉協議会内	0952-23-4248 0952-28-4950
佐賀県肢体不自由児協会	〒840-0826	0952-97-5567
佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会	佐賀市白山 2-1-12 佐賀市市民活動プラザ内 №156	0952-97-5568
一般社団法人 佐賀県パラスポーツ協会	〒840-0851	0952-24-3809
佐賀県パラスポーツ指導者協議会	佐賀市天祐 1-8-5	0952-24-3818
佐賀県精神保健福祉連合会	〒845-0001 小城市小城町 178-9 佐賀県精神保健福祉センター敷地 西側	0952-72-4797 0952-72-4797
佐賀県難聴者・中途失聴者協会	〒840-0826 佐賀市白山 2-1-12 佐賀商エビル 4階	0952-22-2564
一般社団法人 唐津市身体障害者福祉協会	〒847-0011 唐津市栄町 2572-1	0955-72-2926 0955-72-2926
一般社団法人ぷらむ佐賀	〒849-0921 佐賀市高木瀬西三丁目-3-16-1	0952-60-2636 0952-60-2637
鳥栖・三養基地区失語症友の会	〒841-0018 鳥栖市田代本町 1187-1-101	0942-84-4745

◆「障害者虐待防止センター」、「障害者権利擁護」

名称	所在地	電話番号 FAX番号
大町町総合福祉保健センター 美郷	〒849-2101 大町町大町 5000	0952-82-3185 0952-82-3060
大町町成年後見支援センター	〒849-2101 大町町大町 5000	0952-82-3187 0952-82-3060

大町町

障がい者計画

発行年月：令和8年●月

発 行 者：大町町

編 集：福祉課

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

電話 0952-82-3185 FAX 0952-82-3060